

平成 2 6 年 第 2 回 定 例 会 会 議 録

招 集 年 月 日	平成 2 6 年 6 月 6 日		
招 集 の 場 所	御 代 田 町 議 事 堂		
開 閉 会 日 時	開 会	平成 2 6 年 6 月 6 日	午前 1 0 時 0 0 分
	閉 会	平成 2 6 年 6 月 1 6 日	午前 1 0 時 3 8 分

第 1 日 目

開 議 ・ 散 会 の 日 時	開 議	平成 2 6 年 6 月 6 日	午前 1 0 時 0 0 分
	散 会	平成 2 6 年 6 月 6 日	午後 3 時 5 4 分

出席及び欠席議員の氏名、席次

議 席	氏 名	出 欠 席	議 席	氏 名	出 欠 席
1	池 田 る み	出 席	8	仁 科 英 一	出 席
2	井 田 理 恵	出 席	9	茂 木 勲	出 席
3	五 味 高 明	出 席	1 0	池 田 健 一 郎	出 席
4	徳 吉 正 博	出 席	1 1	内 堀 恵 人	出 席
5	奥 田 敏 治	出 席	1 2	市 村 千 恵 子	出 席
6	野 元 三 夫	出 席	1 3	古 越 弘	出 席
7	小 井 土 哲 雄	出 席	1 4	笹 沢 武	出 席

会議録署名議員	11番 内堀 恵人
	12番 市村 千恵子

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局 長	小山 岳夫
係 長	古越 光弘

説明のため出席した者の職氏名

町 長	茂木 祐司		副 町 長	内堀 豊彦
教 育 長	櫻井 雄一		会 計 管 理 者	山本 邦重
総 務 課 長	尾台 清注		企 画 財 政 課 長	土屋 和明
税 務 課 長	茂木 康生		教 育 次 長	重田 重嘉
町 民 課 長	荻原 浩		保 健 福 祉 課 長	古畑 洋子
産 業 経 済 課 長	飯塚 守		建 設 水 道 課 長	大井 政彦
消 防 課 長	土屋 淳			
議 事 日 程	別紙			
議 長 の 諸 報 告	別紙			
会 議 事 件	別紙			
会 議 の 経 過	別紙			

第2回定例会会議録

平成26年 6月 6日(金)

開 会 午前10時00分

――― 日程第1 開会宣言 ―――

○議長(笹沢 武君) おはようございます。これより、平成26年第2回御代田町議会議定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は14名、全員の出席であります。

理事者側でも、全員の出席であります。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりでございます。

――― 諸般の報告 ―――

○議長(笹沢 武君) 日程に入るに先立ち、事務局長に諸般の報告をさせます。

小山岳夫議会議務局長。

(議会議務局長 小山岳夫君 登壇)

○議会議務局長(小山岳夫君) それでは、書類番号1番をごらんいただきたいと思います。

諸般の報告

平成26年6月6日

1. 本定例会に別紙配付のとおり町長から議案28件・報告4件・諮問1件が提出されています。
2. 監査委員より監査報告が別紙のとおりありました。
3. 本定例会に別紙配付した請願文書表のとおり、請願2件が提出され、受理しました。
4. 本定例会の説明のため町長ほか関係者に出席を求めました。
5. 本定例会における一般質問通告者は、池田健一郎議員他8名であります。
6. 閉会中における報告事項は別紙のとおりでございます。

次のページからは、監査委員からの定期監査、例月出納検査報告書でございますので、後ほどごらんいただきたいと思います。

また、閉会中の報告事項につきましては、全員協議会の折に報告させていただきますので、この場においては省略とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（笹沢 武君） 以上をもって、諸般の報告を終わります。

―――日程第2 会期決定―――

○議長（笹沢 武君） 日程第2、会期決定の件を議題といたします。

本定例会の会期は、あらかじめ議会運営委員会を開催し、審議してございますので、議会運営委員長より報告を求めます。

内堀恵人議会運営委員長。

（議会運営委員長 内堀恵人君 登壇）

○議会運営委員長（内堀恵人君） 皆さん、おはようございます。

それでは、報告をいたします。

去る5月30日、午前10時より、議会運営委員会を開催し、平成26年第2回御代田町議会定例会に提出予定の議案、一般質問等について、審議日程等を検討したので、その結果を報告いたします。

本定例会に町長から提案されます案件は、専決事項の承認12件、事件案7件、条例案4件、予算案5件、報告4件、諮問1件、計33件であります。3月定例会以降提出された請願は2件で受理と決定いたしました。

会期は本日より6月16日までの11日間とすることに決定いたしました。

次に、審議日程につきましては、書類番号1をごらんいただきたいと思います。

会期及び審議日程。

第 1 日目 6 月 6 日 金曜日 午前10時 開会

諸般の報告

会期の決定

会議録署名議員の指名

町長招集の挨拶

議案上程、議案に対する質疑

議案の委員会付託

第 2 日目 6 月 7 日 土曜日

議案調査

第 3 日目	6 月 8 日	日曜日		議案調査
第 4 日目	6 月 9 日	月曜日	午前 10 時	一般質問
第 5 日目	6 月 10 日	火曜日	午前 10 時	一般質問・全員協議会
第 6 日目	6 月 11 日	水曜日	午前 10 時	常任委員会
第 7 日目	6 月 12 日	木曜日	午前 10 時	常任委員会
第 8 日目	6 月 13 日	金曜日		議案調査
第 9 日目	6 月 14 日	土曜日		休会
第 10 日目	6 月 15 日	日曜日		休会
第 11 日目	6 月 16 日	月曜日	午前 10 時	委員長報告 質疑・討論・採決 閉会

続いて、各常任委員会、全員協議会の会場、時間について報告いたします。

総務福祉文教常任委員会

6 月 11 日	水曜日	午前 10 時	大会議室
6 月 12 日	木曜日	午前 10 時	大会議室

町民建設経済常任委員会

6 月 11 日	水曜日	午前 10 時	議場
6 月 12 日	木曜日	午前 10 時	議場

全員協議会開催日程

6 月 10 日	火曜日	午後 3 時	大会議室
----------	-----	--------	------

以上で報告を終わります。

○議長（笹沢 武君） ただいま、議会運営委員長から報告のありましたとおり、本日より 6 月 16 日までの 11 日間といたしたいと思えます。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日より 6 月 16 日までの 11 日間と決しました。

――― 日程第 3 会議録署名議員の指名 ―――

○議長（笹沢 武君） 日程第 3、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により議長において

11番 内堀 恵人議員

12番 市村千恵子議員

を指名いたします。

―――日程第4 町長招集あいさつ―――

○議長（笹沢 武君） 日程第4 議会招集のあいさつを求めます。

茂木祐司町長。

（町長 茂木祐司君 登壇）

○町長（茂木祐司君） 議員の皆様には時節柄大変お忙しい中にもかかわらず、平成26年6月定例議会に御出席を賜り、議会が開会できますことに心より感謝を申し上げます。

さて、佐久市、軽井沢町、立科町及び御代田町による新クリーンセンターの建設に向けた事業は、町が取り組むべき最重要課題として位置づけており、いよいよ重要な時期を迎えました。

本定例会には、10月の一部事務組合設立に向けての議案として、佐久市北佐久郡環境施設組合格約（案）と補足説明資料を提出させていただきました。

本事業の環境影響評価、いわゆる環境アセスの取り組みは、2年前に地元となります面替区、周辺地域となります豊昇区、児玉区から環境アセス実施に対する同意書を提出いただいた中で順調に作業が進められてまいりました。

昨年1年間をかけて大気質や地上及び上層の気象調査、悪臭や土壌の汚染調査、さらに、動植物の現況調査など、17項目の調査を実施してまいりました。御協力をいただきました地域の皆様には、心より感謝申し上げます。

この環境アセスによる調査結果と、それに基づく予測結果をもとに環境影響評価準備書が完成し、5月14日の豊昇区を皮切りに町内5カ所で説明会を開催させていただき、6月1日の面替区での説明会開催で全て終了いたしました。

現在、この説明会で出されました御意見や御要望、御質問などを取りまとめる作業を行っているところです。今後は、環境影響評価準備書に対しまして、地域の皆様からいただいた御意見や御要望などを踏まえて準備書の内容を再検討し、必要な修正を行いまして、次の段階として最終的な取りまとめとなる環境影響評価の評価

書を作成することとなっております。

この評価書の内容に基づきまして、環境に与える影響を軽減させるために必要な対策を実施して、大きな問題がなければ地元である面替区と周辺地域の豊昇区、児玉区の皆様に最終的には建設の同意をお願いしていくこととなっております。

したがいまして、10月の一部事務組合の設立をもって御代田町として建設に同意するということを意味するものではありません。また、本事業の御代田町側の地元となります面替区の条件整備に向けた要望書の取りまとめ作業を現在進めていただいております。それぞれ関係する方々には、大変な御苦勞をお願いしているわけですが、町としましては、地元の条件整備に対しまして誠意を持って対応してまいりますので、御協力をよろしくお願いいたします。

御代田町では、残念なことに、これまで市町村による広域的なごみ処理のルールに乗ることができずにきました。今、民間業者に委託してごみを処理していますが、民間での処理は経済情勢や業者の経営状況などに左右されやすいことから、不安定なものと言わざるを得ません。また、処理費用は、現在の佐久クリーンセンターとの比較でも割高になっていることも事実です。

今回の事業は、現在の不安定な可燃ごみの処理から一日も早く脱却し、将来に向けて安心できる安定的な処理を実現させることにあります。さらに、経費的にも安価で負担の少ない佐久地域の市町村が共同で運営する広域での処理を進めることが御代田町が抱えている大きな課題の解決につながるものと確信しております。

6月定例議会で一部事務組合設立に向けた議案を提出させていただいたことは、そういう意味からも町の将来を決する重要な課題であると考えています。

現在、進められております建設計画は、一つ一つの問題を解決する上で極めて大きな課題を乗り越えて進まなければなりません。建設地に接近している面替区を始めとする近隣地域の皆様には、大変に大きな心勞をおかけし御心配をおかけしておりますことに、私としましても心苦しく思っているところです。皆様からいただきました自然環境への影響に十分配慮した施設をとの願いを真正面から受けとめて、本事業を進めていきたいと考えておりますので、地域の皆様の御理解と御協力を賜りますようよろしくお願いをいたします。

御代田町の抱える最大の課題を解決し、未来を切り開く今回の事業の成功に向けた取り組みに議員の皆様のお支援と御協力を切にお願いするものです。

さて、本定例会に提案させていただいております案件は、専決処分事項の報告 12 件、事件案 7 件、条例案 4 件、補正予算案 5 件、報告事項 4 件、諮問 1 件の計 33 件です。

専決処分事項の報告 12 件につきましては、地方税法の改正に伴い、町税条例及び国民健康保険税条例の改正条令の一部改正を行ったものです。

平成 25 年度一般会計補正予算の専決ですが、歳入につきましては、町税、地方交付税、国県補助金などの額の確定による補正を、歳出につきましては、工業振興補助金などの事業費確定に伴う減額を補正したものであり、旧会計の特別会計補正予算とともに 3 月 31 日付で専決処分させていただきました。

事件案につきましては、東信地区交通災害共済組合と北信地域町村交通災害共済事務組合の長期的に安定した組合運営を確保するため、組合規模の拡大を目指した統合の協議を重ねてまいりましたが、平成 26 年 3 月 17 日に両組合において対等な立場での統合協定が調印されました。そのため、地方自治法の規定により規約の変更、組合の解散、組合解散に伴う財産処分及び新組合への加入のための 4 議案をお願いするものです。

また、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号の規定による御代田南小学校の大規模改造工事請負契約や佐久市北佐久郡環境施設組合の設立に向けた組合規約、町道として 5 路線の認定をお願いするものです。

条例案につきましては、行政財産の目的外使用をしても、その用途、目的が妨げられない場合について使用することができるようにするために、御代田町行政財産の目的外使用に関する条例案の制定をお願いするものです。

御代田町町税条例及び御代田町国民健康保険税条例の一部改正につきましては、ともに税制改正に伴い改正をお願いするものです。

御代田町在宅介護支援センター設置及び管理に関する条例を廃止する条例案については、平成 17 年の介護保険法改正を機に地域包括支援センターの新設以来休止状態となっておりましたので、県の財産処分承認を受け廃止させていただくものです。

次に、平成 26 年度一般会計補正予算案につきましては、7,938 万円の増額補正を計上し、歳入歳出総額を 60 億 7,603 万円にするものです。

主な補正の内容につきましては、厚生労働省の地域介護福祉空間整備等施設整備

交付金を受け、新たに三ツ谷区に世代間交流施設を建設しようとする経費4,516万円や、共通番号制度導入に伴うシステム改修委託料1,792万円、また、消火栓の標識を整備するための経費834万円や4月の人事異動に伴います職員人件費の補正を計上しました。

歳入は、これら事業に対する国庫補助金として地域介護福祉空間整備等施設整備交付金3,378万円、社会保障税番号制度システム整備補助金1,137万円などを計上しました。

特別会計は、小沼地区財産管理特別会計は、三ツ谷区の世代間交流施設建設費用に充てるため1,010万円を一般会計に繰り出すものです。

介護保険事業勘定特別会計は、共済組合掛金負担金率の増率に伴う人件費を増額するものです。

公共下水道事業特別会計は、社会資本整備総合交付金350万円の増額と、それに伴う委託料の増額と人件費の補正です。

御代田小沼水道事業会計は、人事異動に伴います職員給与費216万円の減額補正を計上しました。

報告事項4件につきましては、平成25年度御代田町土地開発公社事業報告及び第1回補正予算の報告ほか2件の報告です。

諮問につきましては、本年9月30日をもって人権擁護委員1名の方の任期が満了するため、次期委員の推薦に当たりまして意見を求めるものです。

以上、概要を申し上げましたが、詳細につきましては、それぞれ担当課長が説明いたしますのでよろしく御審議をいただき、原案どおりの御採決をお願い申し上げます。第2回御代田町議会定例会招集の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

○議長（笹沢 武君） これより議案を上程いたします。

―――日程第5 議案第39号 専決処分事項の報告について―――

○議長（笹沢 武君） 日程第5 議案第39号 専決処分事項の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

茂木康生税務課長。

(税務課長 茂木康生君 登壇)

○税務課長(茂木康生君) おはようございます。議案書の4ページをお願いいたします。

議案第39号 専決処分事項の報告について

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり専決をしたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成26年6月6日 提出

御代田町長

5ページをお願いいたします。

専第1号 御代田町町税条例の一部を改正する条例について、平成26年3月31日専決処分をさせていただきました。

6ページをお願いいたします。

御代田町町税条例の一部を改正する条例ということで、町税条例の改正につきましては、基本的には毎年年度末に示されます国の税制改正に基づき専決処分や議案として対応させていただいておりますけれども、今回は、平成26年度税制改正に係る地方税法等の一部改正が平成26年3月31日に公布されたことに伴い条例改正を行ったものでございます。

改正の概略につきましては、3月の第1回定例会での全員協議会において御説明させていただきましたが、26年度の税制改正に伴う条例改正の主な内容は、1としまして、法人町民税法人税割の税率引き下げ、2、軽自動車税の見直しによる税額の引き上げ、3、国民健康保険税の課税限度額の引き上げと低所得者の負担軽減措置対象者の拡大、4、法改正による所要の規定整備となっております。

このうち1の法人町民税法人税割の税率改正については、この後の議案第59号の町税条例の改正案として提出しており、3の国保税の課税限度額の引き上げ等については、次の議案第40号の専決処分事項の報告で行いますので、ここでは2の軽自動車税の引き上げ、及び4の所要の規定整備について御説明いたします。

資料番号1をお願いいたします。

まず、軽自動車税の引き上げですが、1ページをごらんください。

改正条文の朗読は割愛させていただきますが、条例82条、制定附則第16条、改正附則の第4条、5条、6条が、軽自動車のこの引き上げの関係の関係条文となります。

軽自動車税の引き上げについては、税制改正のうち、車体課税の見直しとしまして、1の欄にごございます原動機付自転車等のいわゆる小型車については、約1.5倍に引き上げられました。ただし、1.5倍と申し上げましたが、引き上げの税率が2,000円に満たない50ccあるいは90ccについては、2,000円となりまして、27年度、来年度から課税、引き上げられるという形になります。

それから、2番の欄の三輪以上の軽自動車税については、自家用乗用車は1.5倍、その他の区分の車両は1.25倍、そこにあります改正後の①という部分の税額に引き上げることとなりました。

この車両については、平成27年4月1日以降に最初の新規検査、登録になるかと思うんですが、受けるものから改正後の税率が適用されることとなりますので、軽自動車については、現実には、月割課税というものがございませんので、28年度の課税から対象になるというふうにお考えいただきたいと思います。

また、3の欄の小型特殊自動車も約1.25倍の引き上げ、ただし、引き上げ額、軽自動車の50ccのところは800円上がっていますが、最低額を800円としているため、農耕作業車は2,400円となり、その欄については27年度からの引き上げとなります。

一方、制定附則の第16条で、軽自動車税においても、グリーン化、環境負荷の軽減ということになるかと思いますが、これを進める観点から、最初の新規検査から13年を経過した軽四輪車と2の欄の自動車になりますが、課税の特例として改正後の税率におおむね20%の重課というものが導入されまして、年数が経過した軽自動車は、②のところに重課税率というふうに載っておりますが、重課税率の適用となります。

御承知のことと思いますけれども、普通自動車税は既に10%だと思うんですけども、重課が導入されております。

改正附則第4条から6条は、経過措置であります。4条で27年度以降に引き上げを適用し、26年度までは従前の例による旨を規定しまして、5条で経年車の重課の適用区分を規定、6条では既存車について改正前の税率適用と重課の措置が盛り込まれております。

2ページ、資料のこの2ページをちょっとお願いしたいと思います。

この例を見ていただくと、一番台数が多い軽自動車の、いわゆる乗用の自家用車

の軽自動車の税負担の変化を示した図でございます。これをちょっと御説明したいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

例えば、そこにあります平成25年12月現在、去年ですね。軽自動車を所有している場合、現在7,200円が税額になっておりますけれども、これにつきましては、いわゆる13年間、所有している車が13年間を経過した翌年度、ここでは例としては平成20年に新車として購入した車であれば、平成34年度にいわゆる7,200円から、先ほど新税率と申し上げましたが、それは適用されず、そのまま重課の1万2,900円という形で課税になります。

それから、例えば、もう25年の12月現在、例えば、13年をもう経過している車であれば、27年度は変わらず、28年度から1万2,900円になるという、そういう説明になります。

それから、平成26年の5月、これ6月、7月でも同じなんです、新車に買いかえた場合は、そのまま7,200円、現行がそのまま生きて、平成40年に1万2,900円になると。

それから、先ほどちょっと平成27年4月以降というふうに出ましたが、平成27年の5月にいわゆる新車を買いかえた場合、この場合には7,200円でいくんですが、先ほど27年4月1日以降税率が上がるというふうに申し上げますが、新車に買いかえた場合には、この時点で一旦7,200円が1万800円になります。それで、このところからやはりまた13年を経過しますと、今度は平成41年のところから1万2,900円になるという形になります。

それから、では、平成27年5月、来年度に中古車を買いかえた場合は、じゃどうなるかという場合には、そこにありますけれども、27年度に中古車を買いかえた場合には、古い車ですので、そのまま7,200円がいくんですが、結局13年経過した時点で1万2,900円の税額になるというふうに見ていただきたいと思っております。

もう一度、また、これをちょっとよく見ていただければ、自分の車に当てはめて考えれば、どこに適用になるかということがおわかりになるかと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、改正に伴う所要の整備についても、改正条文の朗読は割愛させていただきます。資料で御説明したいと思います。

3 ページをお願いいたします。

3 ページですけれども、そこに改正の概要という形で専決処分した分出ております。

条例第 23 条関係については、町民税の納税義務者等について、外国法人の関係の整備がありまして、法改正によって、この部分の条文を改めるということでございます。

それから、条例第 33 条の第 5 項については、所得割の課税標準ですが、これは号ずれの措置を整備するということでございます。

それから、条例第 48 条の第 2 項、第 5 項、法人町民税の申告納付の関係ですが、これも法人税法に係る外国法人の関係で所定の整備を行うという内容でございます。

それから、条例第 52 条第 1 項、法人町民税に係る納期限の延長の場合の延滞金ということで、これも外国法人に係る所定の整備という形になります。

それから、条例第 57 条、第 59 条、これについては、固定資産税の非課税の規定を受けなくなった固定資産所有者がすべき申告ということで、これも法改正によって号ずれの措置を行うというものでございます。

それから、条例第 82 条については、今御説明したとおりでございます。

それから、附則の第 4 条の 2 ということで、公益法人等に係る町民税の課税の特例ということで、やはり租税特別措置法の改正に伴う所要の措置ということでございます。

附則第 6 条については、これは、そこにあります課税標準の計算細目を定めているということで、もう条例で定める必要がないということで規定を削除するものでございます。

次のページをお願いいたします。

それから、附則第 6 条の 2、それから、附則第 6 条の 3、そこにあるものについても規定の削除を行うものでございます。

附則第 8 条については、肉用牛売却の所得に係る町民税の課税の特例ということで、延長期間が 3 年間延びるといふ、そういった内容でございます。

それから、附則第 10 条の 2、法附則第 15 条第 2 項第 1 項の条例で定める割合というふうに書いてございますが、これは公害防止用設備やノンフロン製品等の、そういった償却資産について、総務省令で定める一定のものについては、これまで

法律で課税標準の特例を定めておりましたけれども、「わがまち特例」の導入ということで、条例で定めるものでございまして、この率については、今までの法律と同じという形で制定されております。

次に、附則10条の3の第9項ということで、これ新築住宅等の固定資産税の減額規定適用の申告ということで、耐震改修が行われたものについて減額措置が創設されたということで改正をするものでございます。

それから、附則第16条については、今説明したとおりでございます。

附則第17条の2ですけれども、これは町民税の長期譲渡の関係の特例ということで、これも適用期限が3年間延長という内容でございます。

それから、附則第19条ですけれども、一般株式等に係る譲渡所得等の町民税課税の特例ということで、これも株式等に係る譲渡所得が2つに分かれたということで所要の規定整備ということになっております。

それから、附則第19条の2ですが、上場株式等に係る譲渡所得等に係る町民税の課税の特例ということで今御説明しましたけど、2つに分かれた中で改めて今度は法が2つに分かれましたので、こういった形で整備されるということと、それから、1つは、削除という形になります。法附則のほうが削除という形の中で整備されるものでございます。

次のページでお願いいたします。

附則第19条の3第2項について、非課税口座内の上場株式等の譲渡に係る町民税の所得計算の特例ということで、これも法律改正に伴う所要の規定整備ということでございます。

それから、附則第21条第1項ですけれども、旧民法第34条の法人から移行した法人等に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告ということで、これは規定の明確という形で法整備するものでございます。

それから、附則第21条第2項、やはり同じ内容になりますけれども、移行一般社団法人等に係る非課税措置の廃止ということで改正するものでございます。

附則第21条の2については、法改正に伴って条ズレの措置を行うものでございます。

それから、附則の第22条、第22条の2、第23条については、規定を削るということで、東日本の大震災の関係で条例で定める必要がないということで今回削

除するものでございます。

それから、附則第24条については、これは上の部分が削除ということがございまして、規定の繰り上げという形になります。

それから、附則第25条についても同じですね。

それから、附則第32条については、都市計画税の読替規定ということで、これも法改正によって条ズレの措置が生じておりますので、改正を行うものでございます。

次のページをお願いいたします。

改正附則第4条、第5条、第6条、これが先ほど御説明しましたけれども、26年度の適用、あるいは27年度、あるいは28年度、それから、重課あるいは既存車については、しばらくの間はまだそのままいくというような形で附則で定めたということで先ほど冒頭に説明した内容のものが書かれているという内容でございます。

改正附則につきましては、全体で見ますと議案書の10ページ以下、施行期日が平成26年4月1日から子ども・子育て支援法施行日まで条文ごとに6款に分かれて施行することになっております。

経過措置については、町民税、固定資産税、軽自動車税、都市計画税に分かれて適用区分と従前の取り扱いが定められているという内容でございます。

また、14ページから50ページまで新旧対照表がございますので、後ほどごらんいただきたいと思っております。

以上で、専決処分させていただきました御代田町町税条例の一部を改正する条例の内容でございます。御承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（笹沢 武君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、討論を省略し、直ちに採決に付したいと思っております。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、議案第39号を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手、全員であります。

よって、議案第39号 専決処分事項の報告については、原案のとおり承認することに決しました。

議案上程中ではありますが、湿度が大変高く、場内蒸し暑くなっておりますので、上着を脱ぐことを許可いたします。

続けます。

―――日程第6 議案第40号 専決処分事項の報告について―――

○議長(笹沢 武君) 日程第6 議案第40号 専決処分事項の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

古畑洋子保健福祉課長。

(保健福祉課長 古畑洋子君 登壇)

○保健福祉課長(古畑洋子君) それでは、議案書51ページをお願いいたします。

議案第40号 専決処分事項の報告について

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり専決したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

平成26年6月6日 提出

御代田町長

次の52ページをお願いいたします。

専第2号 専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定により、議会を招集する暇がないと認めるので、専決処分する。

御代田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてですが、3月議会、全員協議会の中でも説明をさせていただきましたが、今回の改正は、国による地方

税制の改正により、地方税法等の一部を改正する法律等が平成26年3月31日に公布され、4月1日から施行されたことに伴い、国から条例改正が示されたことから専決により国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。

主な改正点は、次の2点となります。

1点目は、国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額にかかわる課税限度額を現行の14万円から16万円に。介護納付金課税額にかかわる課税限度額を現行の12万円から14万円に引き上げるものです。

2点目は、低所得者の国民健康保険税の軽減措置の対象を拡大するため、国民健康保険税の5割軽減及び2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の引き上げを行うものです。これにより高所得者に多く負担いただくこととなる一方で、5割軽減、2割軽減の対象となる範囲が広がることとなります。

それでは、53ページの御代田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について説明をいたします。

御代田町国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書き中「14万円」を「16万円」に改め、同条第4項ただし書き中「12万円」を「14万円」に改める。

第23条中「14万円」を「16万円」に、「12万円」を「14万円」に改め、同条第2項中「（当該納税義務者を除く。）」を削り、同条第3号中「35万円」を「45万円」に改める。

附則

（施行期日）

第1条、この条例は平成26年4月1日から施行する。

適用区分、第2条、改正後の御代田町国民健康保険税条例の規定は、平成26年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、平成25年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

説明は以上でございます。御承認をいただきますよう、よろしく願いいたします。

○議長（笹沢 武君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、討論を省略し、直ちに採決に付したいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、議案第40号を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手、全員であります。

よって、議案第40号 専決処分事項の報告については、原案のとおり承認することに決しました。

―――日程第7 議案第41号 専決処分事項の報告について―――

○議長(笹沢 武君) 日程第7 議案第41号 専決処分事項の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

土屋和明企画財政課長。

(企画財政課長 土屋和明君 登壇)

○企画財政課長(土屋和明君) おはようございます。それでは、議案書の56ページをお願いいたします。

議案第41号 専決処分事項の報告について

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり専決したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

専第3号でございますが、平成25年度御代田町一般会計補正予算(第7号)についてでございます。

予算書の1ページをお開きいただきたいと思います。

平成25年度御代田町の一般会計補正予算(第7号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億3,692万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ61億2,636万6,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 繰越明許費の変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

以下、資料番号2により御説明をいたしますので、資料番号2をごらんいただきたいと思います。

まず、歳入でございます。

款1、町税。項1、町民税でございますが、個人町民税の現年分で2,900万、法人町民税の現年分では1,400万円の減等で1,500万円の増。

項2の固定資産税でございますが、現年分で2,000万円の増額。

項4のたばこ税でございますが、こちらも現年分で500万円の増額。

項7、都市計画税でございますが、こちらも現年で分140万円の増でございます。

次の款2の地方譲与税から款11の交通安全交付金の額につきましては、それぞれ額の確定によりするものでございます。

自動車重量譲与税につきましては22万8,000円の増額、地方揮発油譲与税につきましては233万6,000円の増額、配当割交付金につきましては、204万3,000円の増額、株式等譲渡所得割交付金につきましては788万2,000円の増額、地方消費税交付金につきましては576万8,000円の減額でございます。

ゴルフ場利用税交付金につきましては120万7,000円の増額でございます。

自動車取得税交付金につきましては424万9,000円の増額、地方交付税におきましては、普通交付税で204万円、特別交付税で6,817万6,000円ということで、7,021万6,000円の増額でございます。

交通安全対策特別交付金につきましては、18万6,000円の減となっております。

款 1 2、分担金及び負担金。項 1 の負担金でございますが、管外保育負担金等の増によりまして、4 7 4 万 5, 0 0 0 円の増額でございます。

2 ページをお願いいたします。

款 1 3、使用料及び手数料でございますが、項 1 使用料でございますが、教員住宅入居者がございまして、1 8 万円の減額等によりまして 1 8 万 2, 0 0 0 円の減、それから、款 1 4、国庫支出金でございますが、項 2、国庫補助金でございます。臨時道路除雪事業補助金の 2, 2 5 0 万円等の増額によりまして 2, 2 9 8 万 9, 0 0 0 円の増額をお願いしてございます。

項 3 の委託金でございますが、参議院議員通常選挙の委託金の増額等によりまして、5 4 万 2, 0 0 0 円の増額でございます。

款 1 5、県支出金でございますが、項 1、県負担金。こちらにつきましては、障害者自立支援給付費、それから、障害者医療費負担金等々の減で 1 3 4 万円の減額を、項 2 の県補助金でございますが、福祉医療費給付事業事務費補助金、それから、障害者児医療費補助金等々の減で 9 1 万 6, 0 0 0 円の減、項 3 の委託金でございますが、県民税徴収取扱費交付金の増等で 9 1 万 8, 0 0 0 円の増額となっております。

款 1 6 の財産収入でございます。項 2 の財産売却収入でございますが、マイクロバスの売り上げが 1 1 6 万 4, 0 0 0 円ございましたけれども、土地のほう思ったほど伸びませんで 5 1 万 6, 0 0 0 円の減ということでございます。

款 1 8 の繰入金、項 1 の基金繰入金でございますが、国保会計に繰り入れを予定していた 2, 0 0 0 万円の原資となる地域振興基金繰入金でございますが、国保会計が 3 月議会で申し上げたほど逼迫した状況ではございませんでしたので、この繰り入れをやめるということで、歳入のほうでも基金の取り崩しは行わない方向での補正をいたしました。基金繰入金が 2, 1 1 0 万円の減でございます。

款 2 0 諸収入、項 1 延滞金、加算金及び過料でございますが、町税の延滞金 1 6 0 万円、項 2 町預金利子でございますが、3 2 万 7, 0 0 0 円の増額、項 3 貸付金元利収入でございますが、奨学金の繰上償還がございまして 2 8 万 9, 0 0 0 円の増額となっております。

款 2 0 の諸収入、項 4 の雑入でございますが、ゴミ袋の売却収入、それから、事業系ごみ袋の売却収入等々の増で 5 9 1 万 9, 0 0 0 円、歳入合計で 1 億 3, 6 9 2 万

6,000円増額して、61億2,636万6,000円とするものでございます。

3ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款1、議会費。項1、議会費でございますが、310万円の減、期末手当、選挙によりまして、フルに出なかったというようなことがございまして、期末手当と共済会の負担金減で310万円の減でございます。

款2、総務費。項1、総務管理費でございますが、建設物価の高騰等踏まえまして、役場庁舎整備基金に新たに1億円を積み増しをさせていただき方向で補正をさせていただきまして9,179万円の増でございます。

項2、徴税費でございます。こちらにつきましては、還付金の減、土地鑑定委託料等の差金、土地評価替業務委託料等の差金等々で408万5,000円の減額でございます。

款3、民生費。項1社会福祉費でございますが、こちらも国保特会安定化の繰出金の2,000万円の繰り出しを見合せました。それから、介護特会へも繰出金が560万ほど減ってございます。老人福祉施設措置費も290万ほど減りまして、こちら3,533万1,000円の減となっております。

項2の児童福祉費でございます。管外保育の委託料が534万9,000円、それから、臨時職員賃金等の減がございまして、1,115万円の減額となっております。

款4の衛生費、項1保健衛生費でございますが、健康診査・検診委託料、それから、妊婦・乳児健康診査委託料、診査補助金等々の減で251万4,000円の減となっております。

項2清掃費でございますが、廃棄物処理委託料、それから、粗大ごみの処理委託料等で260万円の減でございます。

款5の労働費でございますが、雇用促進事業補助金の減で60万円。

款6の農林水産業費、項1農業費でございますが、クラインガルテンの補償料等が必要になるということで11万9,000円の増額をお願いしてございます。

それから、項2林業費では、森林整備事業の講師謝礼、それから、消耗品等で減ということで12万4,000円の減額を計上しました。

項3農地費では、農集排の特会への繰出金が327万8,000円の減等々で

368万4,000円の減額を計上してございます。

款7商工費では、工業振興奨励金の額が484万5,000円減、それから、商工業振興補助金の160万9,000円の減等々で1,020万5,000円の減額となっております。

4ページをお願いいたします。

項8の土木費でございます。項1土木管理費でございますが、県道改良負担金の減等によりまして72万5,000円の減、項2道路橋梁費でございますが、こちらは、用地購入費、それから、手数料等の減で205万4,000円の減でございます。

項3河川費につきましては、工事請負費、それから、重機借上料等が必要なかったということで133万1,000円の減でございます。

項4の都市計画費では、下水道会計特会への繰出金の減によりまして3,019万2,000円の減額、項5住宅費では、町営住宅修繕工事費の減額等々で440万2,000円の減額でございます。

款9の消防費につきましては、消防団員退職報償金の減等々によりまして249万1,000円の減額です。

款10の教育費、項1教育総務費でございますが、特別職の給与、それから、経済組合負担金等々の減で209万6,000円減、項2小学校費では、工事設計監理委託料の減で101万円の減、項3中学校費では、施設修繕料が大幅に上がってきたというような状況の中で149万5,000円の減。それから、項4社会教育費でございますが、複合文化施設の燃料費、それから電気代等々の減で159万円の減でございます。

款11災害復旧費、項2公共土木施設災害復旧費でございますが、小災害復旧49万1,000円の減ということでございます。

款12の公債費でございますが、町債の償還利子、それと一時借入金の利子で不用額が出たということで140万円の減でございます。

款14の予備費で、予備費に1億6,801万7,000円を調整させていただきまして、歳出合計1億3,692万6,000円増額の61億2,636万6,000円とするものでございます。

予算書の8ページのほうにお戻りをいただきたいと思っております。

「第2表 繰越明許費補正」でございます。いずれも変更でございまして、款6、農林水産業費。項1、農業費でラインガルテン整備事業、補正前の金額を2,609万円から2,700万9,000円とするものでございます。これは補償料の増額等になります。

款8、土木費。項2、道路橋梁費。これはまちづくり交付金事業、道路改良でございまして、補正前が5,992万3,000円を3億2,285万6,000円とするものでございまして、栄橋の工事分で繰り越して支出する状況になりますので補正をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。御承認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（笹沢 武君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、討論を省略し、直ちに採決に付したいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、議案第41号を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手、全員であります。

よって、議案第41号 専決処分事項の報告については、原案のとおり承認することに決しました。

この際、暫時休憩をいたします。

（午前10時57分）

（休 憩）

（午前11時11分）

○議長（笹沢 武君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

―――日程第8 議案第42号 専決処分事項の報告について―――

○議長（笹沢 武君） 日程第8 議案第42号 専決処分事項の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

古畑洋子保健福祉課長。

（保健福祉課長 古畑洋子君 登壇）

○保健福祉課長（古畑洋子君） それでは、議案書58ページをお願いいたします。

議案第42号 専決処分事項の報告について

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり専決したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

59ページをお願いいたします。

専第4号 専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定により、議会を招集する暇がないと認めるので、専決処分する。

平成25年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第4号）でございます。

それでは、予算書1ページをお願いいたします。

平成25年度御代田町の国民健康保険（事業勘定）特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,337万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億3,982万4,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2ページをお願いします。

第1表 歳入歳出予算補正。

歳入でございます。款1、国民健康保険税でございますが、一般被保険者国民健康保険税徴収率上昇による歳入見込みに伴いまして322万2,000円の増額で

ございます。

款 3、国庫支出金。項 1、国庫負担金でございますが、療養給付費国庫負担金の交付額決定によりまして 9 6 3 万 7, 0 0 0 円の増額でございます。

項 2、国庫補助金でございますが、財政調整交付金の交付額確定によりまして 2, 3 7 4 万 9, 0 0 0 円の増額でございます。療養給付費の伸び、税収の落ち込み、平成 2 4 年度療養給付費国庫負担金が精算され、返還金が生じたため調整され増額されております。

款 4、県支出金。項 1、県負担金でございますが、特定健康診査等県負担金の交付決定によりまして 2 1 万 9, 0 0 0 円の減額でございます。

項 2、県補助金でございますが、財政調整交付金交付額決定によりまして 7 7 万 1, 0 0 0 円の減額でございます。

款 5、療養給付費交付金でございますが、交付額決定によりまして 7 6 7 万 2, 0 0 0 円の増額でございます。退職者の医療費の伸びにより増額されております。

款 9、繰入金。項 1、他会計繰入金でございますが、2, 0 0 0 万円の減額でございます。平成 2 5 年度療養給付費の伸びが著しかったため、4 月支払い分、これは 2 月請求でございますが、不足することが予想され、3 月補正で 2, 0 0 0 万円を増額しましたが、一般被保険者療養給付費が例年並みに抑えられたため一般会計からの繰り入れを回避できたための減額でございます。

款 1 1、諸収入。項 2、受託事業収入でございますが、特定健康診査未受診のため還付が発生したため 3 万 4, 0 0 0 円の減額でございます。

項 3、雑入でございますが、交通事故に伴う医療費、医療給付、国保資格喪失後の保険証使用等に伴う医療費の返還分でございます。1 2 万 1, 0 0 0 円の増額でございます。

歳入合計ですが、補正額 2, 3 3 7 万 7, 0 0 0 円を増額いたしまして、1 6 億 3, 9 8 2 万 4, 0 0 0 円でございます。

続きまして、3 ページをお願いいたします。

歳出でございます。款 1、総務費。項 1、総務管理費でございますが、保険証、医療費通知発送等の経費が当初見込みより少なかったため 5 9 万 2, 0 0 0 円の減額でございます。

項 2、徴税費でございますが、特定世帯の軽減延長に伴うシステム改修費用が低かったため 15万5,000円の減額でございます。

項 3、運営協議会費でございますが、議員報酬の不要分としまして 5万6,000円の減額でございます。

款 2、保険給付費。項 1、療養諸費でございますが、3,182万9,000円の減額でございます。

下半期の療養給付費の伸びを見込み、3月補正で4,000万円の増額をいたしました。4月支払い分、これは2月の請求でございますが、一般被保険者、療養給付費が6,875万円と例年並みであったための減額でございます。

項 2、高額療養費でございますが、退職療養者高額療養費の確定によりまして 31万3,000円の減額でございます。

款 5、老人保健拠出金でございますが、これは該当がなかったため 10万円の減額でございます。

款 8、保健事業費。項 1、特定健康診査等事業費でございますが、特定健康診査委託料確定に伴いまして、206万6,000円の減額でございます。

項 2、保健事業費でございますが、保健事業費委託料確定に伴いまして 135万7,000円の減額でございます。

款 10、諸支出金。項 1、償還金及び還付加算金でございますが、47万6,000円の減額でございます。

款 11、予備費でございますが、6,032万1,000円の増額でございます。予備費で調整をしております。

歳入合計ですが、補正額 2,337万7,000円を増額いたしまして、16億3,982万4,000円でございます。

説明は以上でございます。御承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（笹沢 武君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手を願います。

野元三夫議員。

（6番 野元三夫君 登壇）

○6番（野元三夫君） 議席番号6番、野元三夫です。

1点ちょっとお伺いしたいんですが、先ほどの25年度の一般会計補正予算のところでも御説明がありましたし、今の古畑課長からも説明があったんですが、一般会計からの繰り入れ2,000万円が減額された。これは本当に国保会計が正常に
っていうか、うまくいったなというふうに思いまして、いいなというふうに、よか
ったなというふうに感じております。

そこでお伺いしたいんですが、この補正予算で予備費が6,900万円計上されて
います。そこで、予算不足にならなかった主な理由、今、説明は多少はお伺いし
たんですが、主な理由をまずお伺いいたします。

○議長（笹沢 武君） 古畑洋子保健福祉課長。

（保健福祉課長 古畑洋子君 登壇）

○保健福祉課長（古畑洋子君） それでは、ただいまの御質問で、主な理由について御説
明をいたします。

一般被保険者療養給付費の3月分の支払い、これは1月診療分の支払いでござい
ますが、これが終わった時点で国保会計の予算残額が3,975万1,487円とな
りました。一般被保険者療養給付費4月分の支払い、これは2月分の診療分でござ
いますが、この額がわからない中で、支出ができなくなることを想定いたしました。
また、毎月の給付費の増加していることを踏まえまして、ひと月の給付額を少し高
く見積もりまして9,000万円といたしました。

その場合、不足額5,390万5,000円については、共同事業の交付金、共同
事業拠出金、支払い準備基金、予備費を充てることとしました。それでも足りない
分でありました2,000万円を法定外繰り入れによりまして一般会計から入れた
ものでございます。

しかしながら、2月診療分の一般被保険者療養給付費が6,874万5,612円
と前年並みであったこと。さらに国からの調整交付金につきまして、当初7,193万
4,000円を見込んでおりましたが、税込の落ち込みや医療費の増加に伴いまし
て、こちらの交付金が1億168万3,000円という形で交付してまいりました。
実質2,974万9,000円の増となったということが非常に大きかったと思いま
す。

その結果、6,000万円ほどの余裕ができたということで、一般会計からの繰
り入れが解消できたということでございます。

それともう1点、それでよろしいでしょうか。

○6番（野元三夫君） せっかくですので、もう1点もお願いします。

○保健福祉課長（古畑洋子君） それと、もう1点でございますが、6,900万円の予備費でございますが、こちらがある中で一般会計からの……よろしいでしょうか。

○議長（笹沢 武君） 野元議員。

○6番（野元三夫君） 今の説明ですと、国からの補助金等々が予想以上に多くなった。それから、医療費等々の伸びも少なかった。それで、6,000万円予備費として余りましたという御回答をいただきました。

そこで、次にお伺いしたいのが、26年度の国保会計の補正予算書がちょっと出てないんで、ここで聞いていいもんかどうか、ちょっと疑問残るところなんです、その予備費が6,900万円発生しました。当然、繰り越しとして26年度会計に入ってると思います。その中で26年度も一般会計から2,000万円繰り入れられる。3月議会においては、この25年度については、余れば戻しますよという回答は受けているんですが、6,000万円予備費がある中で26年度の2,000万円、これの扱い方ということで、前回の3月議会においては、これは特別会計に残すんですよってというお話は聞いているんですが、その辺はどのようにお考えになっていらっしゃるのか、お伺いしたいです。

○議長（笹沢 武君） 古畑洋子保健福祉課長。

○保健福祉課長（古畑洋子君） それでは、お答えいたします。

予備費6,900万円のある中で一般会計の繰り入れを2,000万円ということについての考えでございますが、予備費の6,900万円とおっしゃいますが、国保会計では、決して余裕のある金額ではございません。平成26年度スタートしたわけでございますが、5月の支払い分、これは3月診療分でございますが、一般被保険者療養給付費は8,330万2,956円と高額であります。これは、過去5年を見てもこれまでにない高さとなっております。

前年度の5月と比較しても、ひと月で2,000万円ほどの高額となっております、今後の動向を見ていく必要がございます。6,000万余りの予備費といっても、これはひと月の療養給付費にも満たない額となっております。29年度ですが、単年度で見ますと、26年については比較的余裕のある国保会計と思われますけれども、やはり国保が県の広域化が予定されている平成26年度までは財政の安定化を

維持していかなければならないことから、一般会計から2,000万円繰り入れについては26年度につきましては予算どおりと考えております。

以上でございます。

○議長（笹沢 武君） 野元議員。

○6番（野元三夫君） 今の課長のお答えですと、26年度については2,000万円はそのまま残すというお答え。ということは、27年度以降については、27、8、9、それ以降については今の時点では一応不明であるということで受け取ってよろしいでしょうか。

それとあともう1点、これ3回目になりますので、お答えは結構なんですが、徴税努力をしっかりといただいて、国保会計が破綻しないようにお願いしたいと思います。

お答えお願いいたします。

○議長（笹沢 武君） 古畑保健福祉課長。

○保健福祉課長（古畑洋子君） お答えいたします。

2,000万円の繰り入れにつきましては、26年度、今年度から税率が改正、22%上がりまして、それに伴い2,000万円を繰り入れていくということになっておりますので、今年度につきましては比較的余裕があると思いますが、27年度、28年度も継続するというように考えております。

○議長（笹沢 武君） 野元議員。

○6番（野元三夫君） 終わりにします。

○議長（笹沢 武君） ほかに質疑のある方は、挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、討論を省略し、直ちに採決に付したいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、議案第42号を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手、全員であります。

よって、議案第42号 専決処分事項の報告については、原案のとおり承認することに決しました。

―――日程第9 議案第43号 専決処分事項の報告について―――

○議長(笹沢 武君) 日程第9 議案第43号 専決処分事項の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

古畑洋子保健福祉課長。

(保健福祉課長 古畑洋子君 登壇)

○保健福祉課長(古畑洋子君) それでは、議案書60ページをお願いいたします。

議案第43号 専決処分事項の報告について

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり専決したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

61ページをお願いいたします。

専第5号 専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定により、議会を招集する暇がないと認めるので、専決処分とする。

平成25年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算(第4号)でございます。

それでは、予算書の1ページをお願いいたします。

平成25年度御代田町の介護保険(事業勘定)特別会計補正予算(第4号)は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ5,291万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億7,928万9,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2 ページをお願いします。

第1表 歳入歳出予算補正。

歳入でございます。款1、保険料。項1、介護保険料でございますが、特別徴収対象者の減少によりまして100万円の減額でございます。

款4、国庫支出金。項1、国庫負担金でございますが、介護給付費国庫負担金額確定に伴いまして1,010万9,000円の減額でございます。当初見込みより給付費が伸びなかったための減額でございます。

項2、国庫補助金でございますが、調整交付金確定に伴いまして400万2,000円の減額でございます。

款5、支払基金交付金でございますが、介護給付交付金、地域支援事業交付金確定に伴いまして2,123万7,000円の減額でございます。

款6、県支出金。項1、県負担金でございますが、介護給付費県負担金確定に伴いまして791万2,000円の減額でございます。

項2、県補助金でございますが、地域支援事業費交付金確定に伴いまして252万9,000円の減額でございます。

款8、繰入金。項1、他会計繰入金でございますが、介護給付費確定に伴う繰り入れ金額確定によりまして、566万3,000円の減額でございます。

款10、諸収入。項2、サービス収入でございますが、46万6,000円の減額でございます。介護要支援1・2の方の抛出介護予防サービス計画費の減少によるものでございます。

歳入合計でございますが、補正額5,291万8,000円減額いたしまして9億7,928万9,000円でございます。

続きまして、3 ページをお願いいたします。

歳出でございます。款1、総務費でございますが、主治医意見書作成に要する費用でございますが、当初見込みより作成者が少なかったため80万円の減額でございます。

款2、保険給付費でございますが、5,400万円の減額でございます。

介護サービス給付費の伸びを見込みまして、12月補正で4,330万円増額いたしました。給付費の伸びが少なかったための減額でございます。

款3、地域支援事業費。項1、介護予防事業費でございます。介護予防2次予防

事業利用者が当初見込みより額を下回ったことによりまして40万円の減額でございます。

項2、包括的支援事業・任意事業費でございますが、こちらは財源変更でございます。

款6、生活介護支援サポーター養成事業費でございますが、こちらにも財源変更でございます。

款7、ボランティアポイント事業でございますが、こちらにも財源変更でございます。

款8、予備費でございますが、228万2,000円の増額でございます。予備費で調整をしております。

歳入合計でございますが、補正額5,291万8,000円を減額いたしまして、9億7,928万9,000円でございます。

説明は以上でございます。御承認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（笹沢 武君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

野元三夫議員。

（6番 野元三夫君 登壇）

○6番（野元三夫君） 議席番号6番、野元三夫です。

1点、お伺いいたします。

今、課長のお話ですと、保険給付費4,300万円ほど増額したにもかかわらず、思ったより伸びなくて、5,400万円減額になってるというお話でしたが、これは町が進めている介護予防政策が大きく貢献していると考えてよろしいのでしょうか。

それとあとほかに理由がありましたら、あわせてお答えください。

○議長（笹沢 武君） 古畑保健福祉課長。

（保健福祉課長 古畑洋子君 登壇）

○保健福祉課長（古畑洋子君） お答えをいたします。

まず、介護給付費については、第2号補正、これは、12月の議会の時点での補正でございますが、上半期の実績を見まして、上半期の実績約4億4,700万円

と、前年に比べまして3,300万円ほど増加しておりました。このままのペースで推移しますと、当初予算は不足が生じるおそれがあるために、4,330万円の増額補正を行いました。

その後、経過を見ていく中で、下半期は前年度並みの推移となりまして、最終的には平成25年度の介護給付費は8億7,200万円ほどで、前年度に比べまして60万円ほどの増加であったということです。

介護給付費につきましては、給付費でございますので、不足が生じないように比較的余裕をもって予算計上しておりましたので、その分今回の減額となっております。

また、予防給付費が伸びなかった理由でございますけれども、適正化事業や介護予防事業の成果というのは、確かにあるのではないかと思います。

それに加えまして、今回2月の豪雪が影響しているものと考えます。2月の通所サービスの利用を見ておきますと、やはりその費用が給付費6,500万円ほどで、ほかの月の平均に比べまして1,000万円ほど減少しております。こちらも大きかったのではないかと考えております。

以上でございます。

○議長（笹沢 武君） 野元三夫議員。

○6番（野元三夫君） いろいろ諸事情があって、大雪のために通所ができなかったんでっていうお話も聞きました。それがなければ、ぎりぎりであった可能性もあるというようにことだと思えます。

そこで、もう1点お伺いしたいんですが、今の適正化っていうお話があったんですが、その適正化っていう内容の説明をちょっとお伺いしたいのと、それから、また、他市町村においては、生活支援給付っていうことは制限しててっていうお話も聞いてるんですが、それは御代田町ではどのような対応になってるのか。

それから、その今の生活支援給付っていうものの内容もちょっと少しお教えいただければありがたいです。

○議長（笹沢 武君） 古畑保健福祉課長。

○保健福祉課長（古畑洋子君） ただいまの御質問でございますが、他市町村での給付費の制限という御質問でございますが、当町については、給付制限は行っておりません。

当町についての適正化事業でございますが、こちらは、住民の皆様がより自立した支援に向けて介護給付を行っていくという目的でございますので、やはりそれについて適正なサービスがされているかどうかということを見ていくものでございます。

この事業につきましては、平成16年度より行っておりまして、他市町村と比べて給付費が抑えられているという成果は上がっているのではないかと考えております。他市町村では、伸び続けるこの給付費が介護計画の見込み額を上回りました。基金からの繰り入れを余儀なくされている自治体も多くあると聞いております。当町の手法を視察に来るところもある状況でございます。

生活支援給付ですけれども、こちらは、介護給付、介護予防給付のことです。介護給付と介護予防給付のことではないかというふうに考えておりますが、介護給付というのは、介護サービスでございます。介護1から5までの方の居宅支援サービス、施設介護サービス等になっておりまして、居宅介護サービスにつきましては、訪問介護、訪問看護、通所介護等が含まれると思いますし、介護予防の給付につきましては、要支援1・2の方を対象としたサービスとなっております。

以上でございます。

○議長（笹沢 武君） 野元三夫議員。

○6番（野元三夫君） 今回の適正化事業については、他市町村からも視察が来るほど御代田町がどんどんどんどん会計が破綻しないような施策を行っているということで理解していいかと思うんですが、この予算執行するに当たっても、介護をするに当たっても、本当にこれが破綻しないような取り組みを続けていただければありがたいと思います。

これで終わりにします。

○議長（笹沢 武君） ほかに質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、討論を省略し、直ちに採決に付したいと思っております。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、議案第43号を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手、全員であります。

よって、議案第43号 専決処分事項の報告については、原案のとおり承認することに決しました。

―――日程第10 議案第44号 専決処分事項の報告について―――

○議長(笹沢 武君) 日程第10 議案第44号 専決処分事項の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

古畑洋子保健福祉課長。

(保健福祉課長 古畑洋子君 登壇)

○保健福祉課長(古畑洋子君) 議案書62ページをお願いいたします。

議案第44号 専決処分事項の報告について

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり専決したので、同条3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

63ページをお願いいたします。

専第6号 専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定により、議会を招集する暇がないと認めるので、専決処分する。

平成25年度御代田町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)でございます。

それでは、予算書の1ページをお願いいたします。

平成25年度御代田町の後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ108万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,285万8,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳

入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2ページをお願いします。

第1表 歳入歳出予算補正。

歳入でございます。款1、後期高齢者医療保険料でございます。対象者の減によりまして60万1,000円の減額でございます。

款3、繰入金。項1、一般会計繰入金でございますが、交付額確定に伴う10万4,000円の減額でございます。

款5、諸収入。項3、雑収入でございますが、健診事業補助金、人間ドック補助金事業確定に伴いまして38万4,000円の減額でございます。

歳入合計、補正額108万9,000円減額いたしまして、1億1,285万8,000円でございます。

続きまして、3ページをお願いします。

歳出でございます。款1、総務費。項1、総務管理費は、財源変更でございます。

項2、徴収費でございますが、不要分としまして10万円の減額でございます。

款2、後期高齢者医療広域連合納付金でございますが、特別徴収保険料減に伴いまして、66万円の減額でございます。

款3、保健事業費。項1、健診事業費でございますが、後期高齢者の健診委託料確定によりまして32万9,000円の減額でございます。

項2、保健事業費は、財源変更でございます。

歳出合計、補正額108万9,000円減額いたしまして、1億1,285万8,000円でございます。

説明は以上でございます。御承認いただきますよう、よろしく願いいたします。

○議長（笹沢 武君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、討論を省略し、直ちに採決に付したいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、議案第44号を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手全員であります。

よって、議案第44号 専決処分事項の報告については、原案のとおり承認することに決しました。

―――日程第11 議案第45号 専決処分事項の報告について―――

○議長(笹沢 武君) 日程第11 議案第45号 専決処分事項の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

大井政彦建設水道課長。

(建設水道課長 大井政彦君 登壇)

○建設水道課長(大井政彦君) よろしくお願いたします。

議案書の64ページをお願いいたします。

議案第45号 専決処分事項の報告について

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり専決したので、同条第3項の規定により報告いたしますので、御承認をお願いいたします。

次の65ページをごらんください。

専第7号 専決処分書

地方自治法の規定により、平成25年度御代田町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第1号)について、平成26年3月31日に専決させていただきましたので、御承認をお願いいたします。

次の補正予算書の1ページをごらんください。

平成25年度御代田町の住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ8,000円を減額し、歳入

歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ684万2,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、次の2ページをごらんください。

第1表 歳入歳出予算補正。

歳入でございます。款2、繰入金。項1、他会計繰入金でございます。元利償還金の不足額を一般会計から繰り入れるものでございます。

事業費の確定によりまして増額といたしまして、19万6,000円をお願いするものでございます。

款3、繰越金。項1、繰越金。平成24年度からの繰越額で、1,000円の増額をお願いするものでございます。

款4、諸収入。項1、貸付金元利収入。未償還繰り越し分の確定による減額でございます。20万4,000円の減額でございます。

項2、延滞金、加算金及び過料でございますが、不要ということで1,000円の減額でございます。

歳入合計が、補正額8,000円で、総額は684万2,000円でございます。

次の3ページをごらんください。

歳出でございます。款1、土木費。項1、住宅費。償還金の口座振替手数料の確定による8,000円の減額でございます。

款2、公債費。項1、公債費。起債元利償還金については増減はございませんが、財源変更でございます。

歳出合計は8,000円の減額で、総額684万2,000円でございます。

以上のとおり御承認をお願いいたします。

○議長（笹沢 武君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、直ちに採決に付したいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、議案第45号を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手全員であります。

よって、議案第45号 専決処分事項の報告については、原案のとおり承認することに決しました。

―――日程第12 議案第46号 専決処分事項の報告について―――

○議長(笹沢 武君) 日程第12 議案第46号 専決処分事項の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

大井政彦建設水道課長。

(建設水道課長 大井政彦君 登壇)

○建設水道課長(大井政彦君) 議案書66ページをごらんください。

議案第46号 専決処分事項の報告について

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり専決したので、同条第3項の規定により報告いたしますので、御承認をお願いいたします。

次の67ページをごらんください。

専第8号 専決処分書

地方自治法の規定により、平成25年度御代田町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)について、平成26年3月31日に専決させていただきましたので、御承認をお願いいたします。

次の補正予算書の1ページをごらんください。

平成25年度御代田町の御代田町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ271万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,366万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、次の2ページをごらんください。

第1表 歳入歳出予算補正。

歳入でございます。款1、分担金及び負担金。項1、負担金でございます。支障管工事50万円の皆減、それと新規加入金で27万3,000円の増額で、合わせて22万7,000円の減額をお願いするものでございます。

款2、使用料及び手数料。項1使用料でございますが、水道使用量を企業会計に移行したことで、4月以降の振り込み分といいますか収入を、企業会計の未収金として入金するものでございまして、227万4,000円の減額でございます。

項2、手数料ですが、設計審査手数料等の確定による減額で、20万円でございます。

款6、諸収入。項1、延滞金・加算金及び過料でございます。延滞金の実績確定によるものの1万3,000円の減額でございます。

歳入合計は、補正額271万4,000円でございますして、総額8,366万3,000円でございます。

次の3ページをごらんください。

歳出。

款1、経営管理費。項1、総務費。主なものは、浅麓水道の受水費、4月10日分支払い分の企業会計から支払うものでございまして、消費税の確定による減額、合わせて336万5,000円の減額でございます。

項2、施設管理費でございますが、施設の修繕費、メーター検針、それと水質検査委託料の減額といたしまして、147万6,000円の減額です。

款2、建設改良費。項1、建設改良事業費でございますが、支障管移設工事の皆減、それと入札差金による減額で271万2,000円の減額でございます。

款3、繰出金。項1、他会計繰出金。こちらは小沼簡水への共通案分経費の減額といたしまして、33万4,000円でございます。

款5、予備費でございますが、歳入歳出の調整による増額といたしまして、517万3,000円でございます。

歳出合計は271万4,000円で、8,366万3,000円になります。

以上のとおり御承認をお願いいたします。

○議長（笹沢 武君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、直ちに採決に付したいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、議案第４６号を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手全員であります。

よって、議案第４６号 専決処分事項の報告については、原案のとおり承認することに決しました。

昼食のため休憩いたします。午後は１時３０分より再開いたします。

（午後 ０時００分）

（休 憩）

（午後 １時３０分）

○議長（笹沢 武君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

―――日程第１３ 議案第４７号 専決処分事項の報告について―――

○議長（笹沢 武君） 日程第１３ 議案第４７号 専決処分事項の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

大井政彦建設水道課長。

（建設水道課長 大井政彦君 登壇）

○建設水道課長（大井政彦君） 議案書の６８ページをお願いいたします。

議案第４７号 専決処分事項の報告について

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり専決したので、同条第3項の規定により報告いたしますので、御承認をお願いいたします。

次の69ページをごらんください。

専第9号 専決処分書

地方自治法の規定により、平成25年度御代田町小沼地区簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）について、平成26年3月31日に専決させていただきましたので、御承認をお願いいたします。

次の補正予算書の1ページをごらんください。

平成25年度御代田町の小沼地区簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ251万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,294万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、次の2ページをごらんください。

第1表 歳入歳出予算補正。

歳入でございます。款1、分担金及び負担金。項1、負担金でございます。工事負担金、皆減、50万円皆減、新規加入金98万8,000円の増、合わせまして48万8,000円の増額をお願いするものでございます。

項1、使用料でございますが、滞納繰越分確定による減額、それと4月以降の収入金を企業会計に入金するための減額でございます。267万3,000円の減額でございます。

項2、手数料、設計審査手数料等確定による増額で、14万円でございます。

款4、繰入金。項1、他会計繰入金でございます。御代田簡易水道共通案分経費の確定による33万5,000円の減額でございます。

款6、諸収入。項1、延滞金、加算金及び過料でございますが、延滞金の確定による13万5,000円の減額でございます。

歳入合計につきましては、補正額251万5,000円、1億3,294万5,000円となります。

次の3ページをごらんください。

歳出でございます。

款 1、経営管理費。項 1、総務費。主なものとして、臨時職員の 3 月分の給与、そういったものを企業会計からの支出とします。それと、消費税の確定による減額といたしまして、131 万円でございます。

項 2、施設管理費でございますが、施設修繕費、メーター検針、電線部類の器材不要の減でございます。291 万 8,000 円の減額でございます。

款 2、建設改良費。項 1、建設改良事業費、こちらにつきましては、支障管移設工事の皆減と入札差金による減額で 77 万円の減額でございます。

款 5、予備費でございますが、歳入歳出の調整による増額で、248 万 3,000 円となります。

歳出合計につきましては、補正額 251 万 5,000 円、1 億 3,294 万 5,000 円となります。

以上のとおり御承認をお願いいたします。

○議長（笹沢 武君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、直ちに採決に付したいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、議案第 47 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手全員であります。

よって、議案第 47 号 専決処分事項の報告については、原案のとおり承認することに決しました。

――― 日程第 1 4 議案第 4 8 号 専決処分事項の報告について ―――

○議長（笹沢 武君） 日程第 1 4 議案第 4 8 号 専決処分事項の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

大井政彦建設水道課長。

（建設水道課長 大井政彦君 登壇）

○建設水道課長（大井政彦君） 議案書の 7 0 ページをお願いいたします。

議案第 4 8 号 専決処分事項の報告について

地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により、別紙専決処分書のとおり専決したので、同条第 3 項の規定により報告いたしますので、御承認をお願いいたします。

次の 7 1 ページをごらんください。

専第 1 0 号 専決処分書

地方自治法の規定により、平成 2 5 年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）について、平成 2 6 年 3 月 3 1 日に専決させていただきましたので、御承認をお願いいたします。

次の補正予算書の 1 ページをごらんください。

平成 2 5 年度御代田町の公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1, 7 1 7 万 7, 0 0 0 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6 億 3, 9 6 5 万 1, 0 0 0 円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

次の 2 ページをごらんください。

第 1 表 歳入歳出予算補正。

歳入でございます。款 1、分担金及び負担金で、項 1、負担金でございます。宅地化による受益者負担金の猶予解除の増といたしまして、1 7 1 万 5, 0 0 0 円の増額をお願いします。

款 2、使用料及び手数料。項 1、使用料でございます。節水傾向の中で、アパートなどの新規つなぎ込みがふえたこと、それと、滞納整理も強化いたしましたものとして、983万1,000円の増額となります。

款 4、繰入金。項 1、他会計繰入金。事業確定による一般会計からの繰入金2,788万9,000円の減額でございます。

款 6、諸収入。項 1、延滞金、加算金及び過料でございます。延滞金収入の増で、55万3,000円になります。

項 2、雑入でございますが、30年前、県のほうで宅地分譲いたしました、西軽団地の古い鉄ぶたを修繕時に取りかえ工事を行った際の引き取り価格ということで、11万3,000円の増額でございます。

款 7、町債。項 1、町債でございます。単独事業の入札差金などによる減で、150万円でございます。

歳入合計1,717万7,000円の補正額で、6億3,965万1,000円でございます。

次の3ページをごらんください。

歳出。

款 1、土木費。項 1、都市計画費でございます。主に、浄化管理センターの管理委託料が確定したものと、施設修繕費、単独工事等の見込みにより減少したことによる減額で、1,404万1,000円でございます。

款 2、公債費。項 1、公債費でございます。借入金元金償還経費の充当先の財源変更でございます。

款 3、予備費でございます。歳入歳出の調整による減額、313万6,000円でございます。

歳出合計につきましては、補正額1,717万7,000円、総額6億3,965万1,000円でございます。

次の4ページをごらんください。

第2表 地方債補正でございます。

変更でございます。

起債の目的は、公共下水道事業、補正前限度額が3,170万円から150万円を減額いたしまして、補正後につきましては、限度額を3,020万円といたしま

した。起債の方法、利率、償還の方法、それぞれにつきましては、補正前と同じで
ございます。

以上のとおり御承認をお願いいたします。

○議長（笹沢 武君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、直ちに採決に付したいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、議案第48号を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手全員であります。

よって、議案第48号 専決処分事項の報告については、原案のとおり承認する
ことに決しました。

―――日程第15 議案第49号 専決処分事項の報告について―――

○議長（笹沢 武君） 日程第15 議案第49号 専決処分事項の報告についてを議題
といたします。

提案理由の説明を求めます。

大井政彦建設水道課長。

（建設水道課長 大井政彦君 登壇）

○建設水道課長（大井政彦君） 議案書72ページをごらんください。

議案第49号 専決処分事項の報告について

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり専決したの
で、同条第3項の規定により報告いたしますので、御承認をお願いいたします。

次の73ページをごらんください。

専第11号 専決処分書

地方自治法の規定により、平成25年度御代田町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について、平成26年3月31日に専決させていただきましたので、御承認をお願いいたします。

次の補正予算書の1ページをごらんください。

平成25年度御代田町の農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ232万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,806万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

次の2ページをごらんください。

第1表 歳入歳出予算補正。

歳入でございます。款1、分担金及び負担金。項1、分担金でございます。施設修繕費が少なくて済んだということで、56万円の減額でございます。

款2、使用料及び手数料。項1、使用料でございます。こちらも、節水傾向で有収水量が減少したということから、52万6,000円の減額でございます。

款3、繰入金、項1、他会計繰入金。一般会計からの繰入金でございますが、事実に基づくもので、327万8,000円の減額でございます。

款4、繰越金。項1、繰越金ですが、平成24年度からの繰越金で、204万1,000円の増額でございます。

款5、諸収入。項1、雑入ですが、該当なしで、1,000円の減額でございます。

歳入合計につきましては、補正額232万4,000円の減額でございます。総額2,806万円でございます。

次の3ページをごらんください。

歳出でございます。

款1、農林水産業費。項1、農地費。施設修繕費の減及び処理水量が減ったとい

うことで、汚泥処理額料の確定による減、285万5,000円でございます。

款3、予備費でございますが、歳入歳出の調整による増額で、53万1,000円になります。

歳出合計につきましては、補正額232万4,000円の減額でございます。総額2,806万円になります。

次のとおり御承認をお願いいたします。

○議長（笹沢 武君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、直ちに採決に付したいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、議案第49号を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手全員であります。

よって、議案第49号 専決処分事項の報告については、原案のとおり承認することに決しました。

―――日程第16 議案第50号 専決処分事項の報告について―――

○議長（笹沢 武君） 日程第16 議案第50号 専決処分事項の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

大井政彦建設水道課長。

（建設水道課長 大井政彦君 登壇）

○建設水道課長（大井政彦君） 議案書の74ページをお願いいたします。

議案第50号 専決処分事項の報告について

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり専決したので、同条第3項の規定により報告いたしますので、御承認をお願いいたします。

次の75ページをごらんください。

専第12号 専決処分書

地方自治法の規定により、平成25年度御代田町個別排水処理施設整備事業特別会計補正予算（第2号）について、平成26年3月31日に専決させていただきましたので、御承認をお願いいたします。

次の補正予算書の1ページをごらんください。

平成25年度御代田町の個別排水処理施設整備事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ11万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,288万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、次の2ページをごらんください。

第1表 歳入歳出予算補正。

歳入でございます。款1、使用料及び手数料。項1、使用料でございます。節水傾向といたしまして、減免使用料の減ということで1万円の減額になります。

款2、繰入金。項1、他会計繰入金。一般会計からの繰入金でございます。事業確定によるものでございまして、10万7,000円の減額をお願いするものでございます。

歳入合計は、補正額11万7,000円の減額となりまして、総額1,288万1,000円となります。

次の3ページをごらんください。

歳出でございます。

款1、衛生費。項1、保健衛生費でございます。施設修繕費管理委託料の確定によるものの減でございます。12万3,000円でございます。

款3、予備費。項1、予備費でございますが、歳入歳出の調整による6,000円の増額となります。

歳出合計につきましては、補正額 11 万 7,000 円の減額でございます。総額が 1,288 万 1,000 円でございます。

以上のとおり御承認をお願いいたします。

○議長（笹沢 武君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、直ちに採決に付したいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、議案第 50 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手全員であります。

よって、議案第 50 号 専決処分事項の報告については、原案のとおり承認することに決しました。

―――日程第 17 議案第 51 号 東信地区交通災害共済組合規約の変更について―――

○議長（笹沢 武君） 日程第 17 議案第 51 号 東信地区交通災害共済組合規約の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

尾台清注総務課長。

（総務課長 尾台清注君 登壇）

○総務課長（尾台清注君） それでは、議案第 51 号 東信地区交通災害共済組合規約の変更について、それと、ここから続きまして、東信地区交通災害共済組合の解散について、第 53 号 東信地区交通災害共済組合の解散に伴う財産処分について、そして、第 54 号の東北信市町村交通災害共済事務組合への加入についての 4 議案全

体の概要につきまして説明させていただきますので、資料番号の3をお願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、東信地区交通災害共済組合と北信地域町村交通災害共済事務組合の統合についてでございます。

1、統合に至るまでの経緯でございますが、東信地区交通災害共済組合と北信地域町村交通災害共済事務組合は、長期的に安定した組合運営を確保するため、組合規模の拡大を目指した統合の協議を重ねてまいりました。

この結果、更なる住民福祉の向上を図るとともに、統合による地域住民への不利益をなくすため、両組合の優位な箇所を取り入れまして、地域住民へのより一層のサービスの提供と安定運営を目指して、統合することに合意いたしました。

この合意に基づきまして、統合に係る基本事項等の協議が別紙1のとおり整いまして、これらの諸事項の円滑な推進を目的に、平成26年3月17日に両組合において統合協定が調印されました。

それでは、おめくりいただきまして、2ページ目の別紙1をお願いいたします。

東北信交通災害共済事業統合の基本的事項でございますが、まず、統合方式は、両組合は対等の立場で統合するものでございます。

ただし、事務の継続性、例規の内容等を考慮し、東信組合を解散し、北信組合を基礎とした東北信統合組合に統合する手法をとるものであります。

統合の期日は、平成27年4月1日となります。

新組合の名称では、「東北信市町村交通災害共済事務組合」とするものです。

以下、ごらんのとおり協議が整いまして、調印がされたものでございます。

それでは、ちょっと戻っていただきまして、1ページ目をお願いいたします。

2の統合のための議会の議決でございますが、地方自治法の規定によりまして、一部事務組合の規約の変更、組合の解散、組合の解散に伴う財産処分及び新組合へ加入しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならないとされておりまして、本定例会に4議案を上程し、議決をお願いするものでございます。

おめくりいただきまして、別紙2をお願いいたします。

これにつきましては、東北信市町村交通災害共済事務組合の組織及び共済事業で

ございます。

ごらんいただいたとおりでございますので、説明については省略させていただきます。

それでは、議案書のほう、76ページをお願いいたします。

議案第51号 東信地区交通災害共済組合同規約の変更について

地方自治法第286条第1項の規定により、東信地区交通災害共済組合同規約の一部を別紙のとおり変更することについて、同法第290条の規定により議会の議決を求め、提出するものでございます。

おめくりいただきまして、77ページが改正規約案でございます。

第10条の次に、第11条としまして、事務承継として、「組合の解散があった場合は、規約変更による変更後の東北信市町村交通災害共済事務組合がその事務を承継する。」を加えるものでございます。

説明は以上でございます。御審議をお願いいたします。

○議長（笹沢 武君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、直ちに採決に付したいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、議案第51号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手全員であります。

よって、議案第51号 東信地区交通災害共済組合同規約の変更については、原案のとおり決しました。

―――日程第18 議案第52号 東信地区交通災害共済組合の解散について―――

○建設水道課長（大井政彦君） 日程第18 議案第52号 東信地区交通災害共済組合の解散についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

尾台清注総務課長。

（総務課長 尾台清注君 登壇）

○総務課長（尾台清注君） 79ページをお願いいたします。

議案第52号 東信地区交通災害共済組合の解散について

地方自治法第288条第1項の規定により、平成27年3月31日をもって東信地区交通災害共済組合を解散することについて、同法第290条の規定により議会の議決を求め、提出するものでございます。

説明は以上でございます。御審議をお願いいたします。

○議長（笹沢 武君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、直ちに採決に付したいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、議案第52号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手全員であります。

よって、議案第52号 東信地区交通災害共済組合の解散については、原案のとおり決しました。

―――日程第19 議案第53号 東信地区交通災害共済組合の

解散に伴う財産処分について――

○議長（笹沢 武君） 日程第19 議案第53号 東信地区交通災害共済組合の解散に伴う財産処分についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

尾台清注総務課長。

（総務課長 尾台清注君 登壇）

○総務課長（尾台清注君） 80ページをお願いいたします。

議案第53号 東信地区交通災害共済組合の解散に伴う財産処分について

地方自治法第289条の規定により、東信地区交通災害共済組合の解散に伴う財産処分を、別紙のとおり関係市町村の協議のうえ定めることについて、同法第290条の規定により議会の議決を求め、提出するものでございます。

おめくりいただきまして、81ページをお願いいたします。

これは、東信地区交通災害共済組合の解散に伴う財産処分に関する協議書でございます。

解散に伴い、東信地区交通災害共済基金は、規約の変更による変更後の東北信市町村交通災害共済事務組合に帰属するものでございます。

説明は以上でございます。御審議をお願いいたします。

○議長（笹沢 武君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、直ちに採決に付したいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、議案第53号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手全員であります。

よって、議案第53号 東信地区交通災害共済組合の解散に伴う財産処分については、原案のとおり決しました。

―――日程第20 議案第54号 東北信市町村交通災害共済事務組合への

加入について―――

○議長（笹沢 武君） 日程第20 議案第54号 東北信市町村交通災害共済事務組合への加入についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

尾台清注総務課長。

（総務課長 尾台清注君 登壇）

○総務課長（尾台清注君） 82ページをお願いいたします。

議案第54号 東北信市町村交通災害共済事務組合への加入について

地方自治法第286条第1項の規定により、交通災害共済事業に関する事務を共同処理するため、平成27年4月1日から、別紙規約により、東北信市町村交通災害共済事務組合に加入することについて、同法第290条の規定により議会の議決を求め、提出するものでございます。

おめくりいただきまして、83ページからお願いいたします。

東北信市町村交通災害共済事務組合規約でございます。

まず、第1条には、組合の名称としまして、東北信市町村交通災害共済事務組合と名称がございまして、

第2条には、組合を組織する地方公共団体にありまして、別表に掲げる市町村で組織するものです。

東信地区では12市町村、北信地域では10町村、合計22市町村となります。

第3条 組合の共同処理する事務ということで、組合は、交通災害共済に関する事務を処理することということとなっております。

第4条には、事務所の位置として、長野市に置くということになっております。

第5条 議会ということで、組合議会の議員定数は20人とし、管理者及び副管理者に選任された者以外の市町村の長をもってあてるとということで、組合議員の任期は2年等でございます。

第6条には、執行機関といたしまして、管理者及び副管理者、各1人を置き、関係市町村の互選として任期は2年とする等となっております。

第7条には職員、第8条には監査委員、第9条には経費の支弁の方法、第10条としまして、地方公営企業法の一部適用となっております。

そして、附則としまして、この規約は平成27年4月1日から施行する。2としまして従前の東信地区交通災害共済組合の事務及び財産は、東北信市町村交通災害共済事務組合が承継するということとなっております。

説明は以上でございます。御審議をお願いいたします。

○議長（笹沢 武君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を集結いたします。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、直ちに採決に付したいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、議案第54号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手全員であります。

よって、議案第54号 東信地区交通災害共済組合の解散に伴う財産処分については、原案のとおり決しました。

―――日程第21 議案第55号 平成26年度御代田南小学校

大規模改造工事請負契約について―――

○議長（笹沢 武君） 日程第21 議案第55号 平成26年度御代田南小学校大規模改造工事請負契約についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

土屋和明企画財政課長。

(企画財政課長 土屋和明君 登壇)

○企画財政課長(土屋和明君) それでは、85ページをお願いいたします。

議案第55号 平成26年度御代田南小学校大規模改造工事請負契約について
議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき指名競争入札に付した平成26年度御代田南小学校大規模改造工事請負契約について、下記により請負契約を締結するため地方自治法第96条第1項第5号の規定によって議会の議決を求めるものでございます。

入札日は5月27日、6社による入札で、その結果、竹花工業が落札をいたしました。

記

1. 契約の目的 平成26年度御代田南小学校大規模改造工事請負契約
2. 契約の方法 指名競争入札による方法
3. 契約の金額 9,905万7,600円
4. 契約の相手方 小諸市南町二丁目6番10号
竹花工業株式会社
代表取締役 唐澤正幸

工事の概要につきましては、お手元の資料番号4がございまして、こちらをごらんをいただきたいと思います。

よろしく御審議のほど、お願いいたします。

○議長(笹沢武君) 以上で提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は討論を省略し、直ちに採決に付したいと思っております。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、議案第55号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手全員であります。

よって、議案第55号 平成26年度御代田南小学校大規模改造工事請負契約については原案のとおり決しました。

―――日程第22 議案第56号 佐久市・北佐久郡環境施設組合の設立について―――
○議長(笹沢 武君) 日程第22 議案第56号 佐久市・北佐久郡環境施設組合の設立についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

荻原 浩町民課長。

(町民課長 荻原 浩君 登壇)

○町民課長(荻原 浩君) それでは、議案書の86ページをお願いいたします。

議案第56号 佐久市・北佐久郡環境施設組合の設立について

地方自治法第284条第2項規定により、別紙のとおり佐久市・北佐久郡環境施設組合規約を定めるため、同法第290条の規定により議会の議決をお願いいたします。

本議案につきましては、佐久市、軽井沢町、立科町、御代田町の1市3町により、新クリーンセンターの整備、管理、運営に関する事務を共同で処理する一部事務組合を設置するため、1市3町が足並みをそろえて、それぞれの6月議会定例会に組合規約案を上程し、議決をお願いするものでございます。

次の87ページをごらんください。

4月17日に開催されました全員協議会で、説明申し上げましたとおりでございます。

佐久市・北佐久郡環境施設組合規約(案)、各条項につきましては、一般的な規約の例及び既に設置されている一部事務組合の規約にならっております。

第1章、総則、第1条で組合の名称でございます。第2条、組合を組織する地方公共団体、第3条で組合の共同処理する事務、第4条が組合の事務所の位置。第

2章、組合の議会といたしまして、第5条、組合の議会の組織及び議員の選挙の方法、次の88ページでございますが、第6条で組合議員の任期及び失職、第7条、組合議員の補欠選挙。第3章、組合の執行機関といたしまして、第8条、組合の執行機関の組織及び選任の方法、第9条、組合長及び副組合長の任期、第10条で職員、第11条、監査委員。次の89ページでございますが、第4章といたしまして組合の経費、第12条、組合の経費の支弁の方法。第5章、雑則といたしまして、第13条、その他、附則といたしまして施行期日が、1、この規約は平成26年10月1日から施行する、事務の継承、2、この規約の施行の際現に佐久市において所掌する事務のうち、第3条に規定するごみ焼却施設の設置に関する事務（契約を含む。）については、この規約の施行の日（次項において「施行日」という。）において、組合が承継する。

佐久市負担の経費、3、施行日より前の佐久市において負担した第3条に規定するごみ焼却施設の設置に要する経費については、組合設立後組織市町において清算するものとし、清算金の割合は、別表に掲げる分担金の割合に準ずるものとする。

別表といたしまして、施設の設置に要する経費（地方債の償還金及び大規模な改修に係る経費を含む。）。こちらの分担金の割合は均等割10%、実績割90%。組合及び施設の管理・運営に要する経費につきましては、分担金の割合は実績割で100%。備考といたしまして、実績割は、予算の属する年度の前々年度の10月1日から前年度の9月30日までの組合の設置したごみ焼却施設への搬入量の割合とする。

これで、補足説明でございますが、この均等割の考え方につきましては、各市町それぞれ2.5%ずつ、1市3町合わせまして10%ということでございます。

組合分担金及び組合設立前の佐久市負担分の清算における実績割の考え方につきましては、組合設立前、佐久市の予算でございますが、それと組合設立後のごみ搬入実績量が確定する年度までは、施設整備計画年度である平成29年度の佐久地域循環型社会形成推進地域計画におけます計画ごみ処理量の割合を実績割として暫定的に使用いたします。

ちなみに、当町の計画は1,287tということになっております。施設稼働以降、最初の10月1日から9月30日の1年間のごみ搬入実績の割合が確定した実績割を使用し、清算を行います。

ごみ搬入量の実績量の割合が確定した年度の翌年度以降につきましては、この規約でございます、この備考にありますとおりの実績を使って案分していくものでございます。

次に、お配りしました資料番号7をごらんいただきたいと思います。

最初のページの組合設立理由書につきましては、4月17日に開催されました議会全員協議会で、(案)の段階で説明申し上げましたが、その後、5月19日に開催されました1市3町の理事者会議で合意されましたので(案)がとれております。

次、資料を1枚めくっていただきまして、平成26年度の組合会計概算予算(案)につきましては、こちらは5月16日に開催されました全員協議会で説明申し上げましたとおりでございます。組合設立後、組合の議会等で審議されることとなります。

その資料の裏のページでございますが、こちらは平成26年度から平成30年度までの組合の概算事業費につきまして、こちらも同じく5月16日に開催されました全員協議会で説明を申し上げましたとおりでございます。

組合規約(案)とこの提出資料につきましても、1市3町、全く同じものが提案されているものでございます。

以上のとおり、御審議をお願いいたします。

○議長(笹沢 武君) 以上で提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

―――日程第23 議案第57号 町道の路線認定について―――

○議長(笹沢 武君) 日程第23 議案第57号 町道の路線認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

大井政彦建設水道課長。

(建設水道課長 大井政彦君 登壇)

○建設水道課長(大井政彦君) 90ページをお願いいたします。

議案第57号 町道の路線認定について

町道の路線を別紙のとおり認定したいので、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決をお願いいたします。

次の91ページをごらんください。

こちらは認定路線でございます。認定路線の一覧表でございますが、位置などにつきましては資料番号の5をあわせてごらんください。左がその位置図で、右が平面図でございます。

路線名、向原33号線、起点、大字草越字向原1173番912、終点、大字草越字向原1173番724、延長が302.8m、幅員が4m、路面性状はアスファルトでございます。

①番の部分でございます。西側、町道向原19号線、東側が町道向原7号線に挟まれております。こちらにつきましては、住宅地内の道路で既に舗装もされている路線でございます。

続きまして、向原34号線でございます。起点、大字草越字向原1173番912、終点、大字草越字向原1173番724、延長109.8m、幅員が6.15m、路面の性状はアスファルトでございます。

同じページで、②の部分でございます。同じく向原区内のこちらにつきましては、オレンジの部分、開発行為によって開発道路で新規にできた開発路線でございます。

資料のほうは1枚めくっていただきたいと思います。

続きまして、3番目といたしまして、上橋沢2号線でございます。

起点、大字御代田字上橋沢2456番13、終点が大字御代田字上橋沢の2458番1でございます。延長が93.0m、幅員が4.0mでございます。未舗装でございます。

ここで言いますところの③番でございます。役場の南側になります。町道一里塚国道線を起点といたしまして、隣り合わせている開発道路、それぞれに接続する道路でございます。また、こちらにつきましては、将来的に宅地化が見込まれる路線でございます。

続きまして、同じページの④番でございますが、上橋沢3号線、起点が大字御代

田字上橋沢 2 4 5 6 番 1 3、終点が大字御代田字上橋沢 2 4 5 6 番 1 2、延長は 1 2 1.2 m、幅員が 6.0 m でございます。

路面性状はアスファルトでございます、オレンジの部分になります。同じく役場の南側に位置しまして、開発行為によって新しくできた路線でございます。町道一里塚国道線に接しているものでございます。

1 枚めくっていただきまして、⑤番になりますが、大林 1 2 号線でございます。起点は大字御代田字大林 4 1 0 8 番 2 2 4 0、終点は大字御代田字大林の 4 1 0 8 番 1 9 9 2 でございます。延長は 1 6 7.6 m、幅員が 4.0 m でございます。路面性状はアスファルトでございます。

ミネベアさんの北側になります、しなの鉄道を挟んだ場所で、西軽井沢団地の西側に位置いたします。

こちらも開発道路、開発行為によって新しくできた路線でございます。大林 5 号線に沿った路線となっております。

以上の 5 路線につきまして、町道として路線認定をいただき、今後管理してまいりたいと思いますので、御審議をお願いいたします。

○議長（笹沢 武君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

―――日程第 2 4 議案第 5 8 号 御代田町行政財産の目的外使用に関する

条例を制定する条例案について―――

○議長（笹沢 武君） 日程第 2 4 議案第 5 8 号 御代田町行政財産の目的外使用に関する条例を制定する条例案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

土屋和明企画財政課長。

（企画財政課長 土屋和明君 登壇）

○企画財政課長（土屋和明君） それでは、議案書の 9 2 ページをお願いいたします。

議案第58号 御代田町行政財産の目的外使用に関する条例を制定する条例案について

御代田町行政財産の目的外使用に関する条例を制定する条例案を、別紙のとおり提出するものであります。

こちらの条例につきましては、町が所有する行政財産については、地方自治法においてその用途を目的を妨げない限度において、その使用を許可することができる、と目的外の使用が認められており、この使用については使用料を徴収できると規定されております。

しかし、現在、町には行政財産の使用に関する条例はなく、今後、庁舎の一部使用や、公共施設等の目的外使用が出てくることも想定されることから、これらに対応するために本条例を定めるものでございます。

次のページをおめくりいただきたいと思っております。

条例案の概要を説明させていただきます。

第1条には趣旨を、第2条には使用料について定めており、別表に定める額となりますけれども100円未満の場合は100円とさせていただきます。

第3条では、使用料の納入の時期を使用の前に納入することをうたっております。

第4条につきましては、災害により使用できなかった場合などは減免できることを定めております。

第5条については、使用許可の取り消し等の場合に還付できることを、第6条では、使用を終了したときは、現状に復すことを定めております。

第7条では、行政財産に損害を与えたときの賠償責任について定めております。

第8条、不正行為により、使用料を免れたときの過料について定めております。

第9条は、補則となっております。附則といたしまして、この条例につきましては公布の日から施行したいということでございます。

よろしく御審議のほど、お願いいたします。

○議長（笹沢 武君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

野元三夫議員。

（6番 野元三夫君 登壇）

○ 6 番（野元三夫君） 議席番号 6 番、野元三夫です。

今の課長の御説明ですと、新規、新庁舎においても、行政財産の目的外使用が想定されるというお話だったんですが、具体的にはどのような項目等を検討されているのか、ちょっとお聞かせください。

○議長（笹沢 武君） 土屋和明企画財政課長。

（企画財政課長 土屋和明君 登壇）

○企画財政課長（土屋和明君） お答えいたします。

新庁舎ばかりではないんですけれども、今までこの条例が御代田町では制定されていなかったということが、制定のための一番の前提でございまして、将来的に新庁舎等ができた場合には、中に売店が入るとか、そういった状況も可能性としては出てくるのではないかと、こんなふうに考えております。

○議長（笹沢 武君） 野元三夫議員。

○ 6 番（野元三夫君） 私のちょっと質問したかったのは、これは自然エネルギーだとか、屋根貸し、そういったものもこれの目的外使用ということで、検討されているのかどうかというのが 1 点。

それから、飯田市のほうでやはり太陽光発電等、行政財産で行う場合、地域公共再生可能エネルギー活用事業として、市の条例により、目的外使用ではなく、行政財産の目的内利用としてのルール化を進めているというような項目も他市町村ではあるんですが、そういうのも検討されているのかどうか、その 2 点をお伺いします。

○議長（笹沢 武君） 土屋和明企画財政課長。

（企画財政課長 土屋和明君 登壇）

○企画財政課長（土屋和明君） この条例の制定につきましては、野元議員おっしゃるような再生可能エネルギー云々のことは、念頭には特にございませぬ。

ですから、飯田市の行政財産の目的内利用のルール化といった状況を考慮したものではありません。

以上です。

○議長（笹沢 武君） 野元三夫議員。

○ 6 番（野元三夫君） そうしますと、一事業者、民間企業から屋根貸しだとかそういった問い合わせ等があれば、また別途いろいろ考えていくという形になるんでしょうか。

○議長（笹沢 武君） 土屋和明企画財政課長。

（企画財政課長 土屋和明君 登壇）

○企画財政課長（土屋和明君） 屋根貸しという状況については、そういった事例が出てくれば当然検討するということになりましょうし、中学校ですとか、小学校を新たに整備した折には、あるいは改修した折には、直営で発電設備等を整備してきている経過もございますので、果たして貸すようになるかどうかはわかりません。

○議長（笹沢 武君） 野元三夫議員。

○6番（野元三夫君） 終わりにします。

○議長（笹沢 武君） ほかに質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

―――日程第25 議案第59号 御代田町町税条例の一部を改正する

条例案について―――

○議長（笹沢 武君） 日程第25 議案第59号 御代田町町税条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

茂木康生税務課長。

（税務課長 茂木康生君 登壇）

○税務課長（茂木康生君） 議案書の97ページをお願いいたします。

議案第59号 御代田町町税条例の一部を改正する条例案について

御代田町町税条例の一部を改正する条例案を別紙のとおり提出する。

平成26年6月6日 提出

御代田町長 茂木祐司

98ページをお願いいたします。

御代田町町税条例の一部を改正する条例（案）ということでございますけれども、一番初めに町税条例の専決事項の報告でも申し上げましたけれども、改正内容としましては、法人町民税法人税割の税率改正のほか、法改正による規定の見直し、所要の整備等となっております。

改正文の1行目ですけれども、法人町民税法人税割、税率の改正条文でございますが、第34条の4中「100分の13.5」を「100分の10.9」に改めるというものでございます。

済みません、先に御説明しました資料番号1を、もう一度お出しいただきたいと思っております。

7ページをお願いいたします。

そこに法人町民税法人税割の税率改正ということで、引き下げということで資料を御用意させていただいております。これを参考に説明させていただきたいと思っております。

26年度の税制改正において、国は消費税率の引き上げによる地域間の税源の偏在性を是正し、自治体の財政力格差の縮小を図るため、法人町民税法人税割の税率を引き下げることとしまして、引き下げた分に相当する税収額については――これ全国規模になるわけですけれども――については、国税である地方法人税を創設し、これを地方交付税の原資とすることといたしました。

法人町民税法人税割は法人税を課税標準として、各自治体で標準税率を基本として制限税率までの間で税率を定めておりますが、今回の税率引き下げでは、標準税率が「12.3%」から「9.7%」に、制限税率が「14.7%」から「12.1%」へと、それぞれ2.6%引き下げられました。

当町の法人税割の税率は、平成23年度の申告分までは14.7%の制限税率を採用してございましたけれども、景気低迷による雇用対策あるいは円高不調等による企業等への対応としまして、24年度の申告分から中間の税率であります13.5%に引き下げた経過がございます。

今回の税率の引き下げに伴い、標準税率9.7%から制限税率12.1%の間で新たに法人税割の税率を定める必要があるため、改正を行うものでございます。

この引き下げによります影響は、現行税率の13.5%で計算した法人税割額が5,000万円、これが大体25年度の調定額ベースより若干多い形になるかと思っておりますが、5,000万円として考えた場合に、改正後の税率が標準税率である9.7%では3,592万6,000円で、1,407万4,000円の減収になります。

制限税率の12.1%、改正後の12.1%である場合には、4,481万

5,000円で518万5,000円、中間の税率である10.9%では4,037万円ということで963万円の減収となりまして、いずれにしましても今回の税率の引き下げによって大幅な減収になります。

法人税割が主要な財源となっている自治体ほど、影響を受けるわけでございます。

当町では今申し上げましたように、2年前に税率を下げた経過等あるいはまた財政等の影響を勘案しまして、今回の税率改正では改正後の中間の税率であります10.9%とし、今回そこにありますように100分の10.9を提出した次第でございます。

そのほかには、近隣の自治体の動向等もございまして、参考にさせていただければと思います。

次に、税制改正に伴う課税の特例や所要の整備については、資料のほうの8ページを見ていただきたいと思います。

これについては、また委員会の審議もございしますが、そこに改正条文から改正概要を示してございまして、この部分については割愛させていただきたいと思いますが、よろしく願いいたします。

あと、附則で施行日、施行期日、経過等を定めております。

それから、経過措置の中で、法人の関係につきましては、今回26年でも10月1日から施行されるわけですけれども、26年、今年10月1日以後に始める事業年度分からこの税率が適用される旨が盛り込まれております。

したがって、実際には平成27年の11月末に確定申告をする法人があるわけですが、その法人から引き下げ後の税率で計算した税額が納付されるという形になります。

また、101ページから新旧対照表がございまして、ごらんいただきたいと思います。

以上が御代田町税条例の一部を改正する条例案についての提案理由の説明を申し上げます。

よろしく御審議の上、お認めくださるようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（笹沢 武君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

―――日程第26 議案第60号 御代田町国民健康保険税条例の一部を改正する

条例案について―――

○議長(笹沢 武君) 日程第26 議案第60号 御代田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

茂木康生税務課長。

(税務課長 茂木康生君 登壇)

○税務課長(茂木康生君) 議案書の122ページをお願いいたします。

議案第60号 御代田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案について御代田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり提出する。

平成26年6月6日 提出

御代田町長 茂木祐司

123ページをお願いいたします。

これも町税条例と同様に、課税の特例にかかる所要の規定の整備、それから削除及びこれに伴う規定の繰り上げとなっております。

説明資料の10ページをちょっと見ていただきたいと思います。

これについても、法改正に合わせてそれぞれ改正という形になっておりまして、特に大きく説明する内容ございませんので、申しわけございませんが、この附則第3項から附則第15号まで削除が相当あるわけですけれども、これでまた見ていただければおわかりになれるかと思っておりますので、割愛させていただきたいと思います。すがよろしくをお願いいたします。

それから、附則のほうで施行期日、経過措置を定めて、原則的には平成29年1月1日から施行する内容でございますが、一部附則第3項の部分で、本文方式の廃止に伴う規定の整備ということで、附則第3項のところちょっと「本文方式の廃止に伴う規定の整備」というくだりがありますが、この部分だけはもう実際には

これは採用してない分なんですけど、条文の整理という中で、今回、公布が施行された段階でこの部分については削除するような形になります。

また、ほかの条例改正同様と同じように125ページから新旧対照表がございますのでごらんいただきたいと思います。

以上、国保税条例の一部を改正する条例案について提案理由の説明を申し上げました。

よろしく御審議の上、お認めくださるようお願い申し上げます。

○議長（笹沢 武君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

―――日程第27 議案第61号 御代田町在宅介護支援センター設置及び管理に

関する条例を廃止する条例案について―――

○議長（笹沢 武君） 日程第27 議案第61号 御代田町在宅介護支援センター設置及び管理に関する条例を廃止する条例案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

古畑洋子保健福祉課長。

（保健福祉課長 古畑洋子君 登壇）

○保健福祉課長（古畑洋子君） 議案書142ページをお願いいたします。

議案第61号 御代田町在宅介護支援センター設置及び管理に関する条例を廃止する条例案についてです。

御代田町在宅介護支援センターでございますが、平成9年度、10年度の2カ年にわたりまして創設補助金を受けまして、要援護老人や介護者に対しまして、在宅介護に関する相談や保健福祉サービスの調整を目的に、「ハートピアみよた」内に開設されました。

平成17年の介護保険法の改正に伴いまして、地域包括支援センターが新設いたしましたので、今までの業務に加えまして、介護予防事業のマネジメントや権利擁護

を含む業務を一体的に実施するようになりました。

このため、現在、在宅介護支援センターは存在していません。

また、平成26年2月4日付で、長野県より財産処分に関する承認を受けたため、条例及び要綱を廃止するものでございます。

次の143ページをお願いいたします。

御代田町在宅介護支援センター設置及び管理に関する条例を廃止する条例案でございますが、御代田町在宅介護支援センター設置及び管理に関する条例は廃止する。

附則としまして、この条例は公布の日から施行し、平成26年4月1日から適用するというところでございます。

説明は以上でございます。御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（笹沢 武君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

―――日程第28 議案第62号 平成26年度御代田町一般会計

補正予算案（第2号）について―――

○議長（笹沢 武君） 日程第28 議案第62号 平成26年度御代田町一般会計補正予算案（第2号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

土屋和明企画財政課長。

（企画財政課長 土屋和明君 登壇）

○企画財政課長（土屋和明君） 議案書の144ページをお願いいたします。

ここでちょっと資料の訂正をお願いしたいと思います。

地方自治法の行の一番右端のほうに平成「25年度」となっておりますが、「26年度」の誤りでございますので、申しわけございません、訂正をお願いいたします。

議案第62号 平成26年度御代田町一般会計補正予算案について、地方自治法

の規定によりまして、平成26年度御代田町一般会計補正予算（第2号）を別冊のとおり提出するものでございます。

予算書の1ページをお開きいただきたいと思います。

平成26年度御代田町の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ7,938万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ60億7,603万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

内容につきましては、資料番号6で御説明をいたします。そちらをごらんいただきたいと思います。

まず、歳入でございます。

款12の分担金及び負担金。負担金といたしまして、管外保育負担金642万1,000円の増額補正でございます。

款14の国庫支出金。項2、国庫補助金でございますが、地域介護福祉空間施設交付金関係で3,378万9,000円、社会保障・税番号制システム補助ということで1,137万7,000円等々で、4,787万6,000円の増額補正をお願いしてございます。

款15の県支出金。項2の県補助金でございますが、保育緊急確保事業補助金139万9,000円等の増、それから水田経営確率推進事業補助金の減等々で30万8,000円の増額をお願いしてございます。

款18、繰入金。項2、特別会計繰入金でございますが、小沼地区財産管理特別会計繰入金として、三ツ谷地区の世代間交流施設のために1,010万円の増額補正でございます。

款20、項4、雑入でございますが、地域介護福祉空間地元寄附金ということで506万4,000円、コミュニティ事業助成金960万円等々で1,466万4,000円の増額をお願いいたしまして、歳入合計の既定額に7,938万8,000円を増額し、60億7,603万5,000円とするものでございます。

次のページをお願いいたします。

歳出でございます。

議会費は942万3,000円の増額でございますが、人事異動によるものでございます。

款2、総務費。項1、総務管理費でございますが、共通番号制度導入委託料ということで1,792万円、コミュニティ助成事業補助金で390万円でございますが、こちらにつきましては申請のありました小田井地区、こちらは除雪機ほか、それから上宿区、同じく除雪機、エアコン等々、それから平和台区ではAEDほか等々で390万となっております。

それから、人事異動に伴う一般職給与の関係で543万9,000円の減というような状況で、1,661万6,000円の増額でございます。

項2徴税費で410万6,000円の減ですが、これは人事異動によるものでございます。人件費でございます。

項3の戸籍住民基本台帳費につきましても30万9,000円の増額ですが、これは新たな扶養認定等々によるものでございます。

款3、民生費。項1、社会福祉費でございますが、4,986万3,000円の計上でございます。

内訳といたしましては、三ツ谷地区の世代間交流施設の建設工事4,500万円、それからスプリンクラーの整備交付金ということで378万9,000円でございます。

それから、項2の児童福祉費でございますが、682万1,000円の増額補正でございますが、保育士等処遇改善補助金が218万1,000円、ファミリーサポートセンター補助金が104万7,000円等々でございます。

款4の衛生費。項1、保健衛生費では、これは人事異動に伴う補正でございますが、28万3,000円の減額でございます。

款2の清掃費につきましては、処分場施設修繕料で118万8,000円の増額、新クリーンセンターの負担金が150万3,000円減となりまして、31万5,000円の減額を計上いたしました。

款6の農林水産業費、項1の農業費でございますが、農業振興事業補助金で266万6,000円増、それから農業委員会、一般職員給与、これは人事異動関

係で減がございまして50万7,000円の増額でございます。

項3の農地費でございますが、土地改良事業補助金は164万2,000円の増額でございますが、人事異動に伴う人件費の減で44万6,000円の減額補正となっております。

款7の商工費でございますが、全国やまゆりサミット交流会補助金ということで、100万円の計上等々で179万2,000円の増額補正となっております。

款8の土木費、項1土木管理費では、県道改良負担金25万円の増、人事異動に伴う扶養手当の減等で9万2,000円の増額補正となっております。

項4の都市計画費でございますが、37万3,000円の増額ございまして、こちら、公共下水道会計への繰出金で増がありますけれども、人事異動による職員給与の減等ありまして37万3,000円の増額となっております。

次のページをお願いいたします。

款9、消防費でございます。こちらで消火栓関連消耗品、消火栓の位置を表示するものを消耗品で購入いたしまして、設置委託料375万円等を計上し、1,184万円の増額でございます。小型動力消防ポンプ170万円につきましては、コミュニティ助成事業の補助を受けてのものでございます。

款10、教育費。項1教育総務費でございますが、83万8,000円は人事異動に伴う人件費でございます。

項2の小学校費、こちらは校具の購入ということで19万5,000円の計上でございます。

項3の中学校費でございますが、204万4,000円の減ということで、生徒指導教員賃金が県費での負担になったことによる減でございます。

項4の社会教育費でございますが、コミュニティ助成事業補助金で470万円、こちらにつきましては、平成26年度コミュニティ助成事業に応募いたしました、文楽長野公演実行委員会への補助ということでございまして、対象事業3分の2が補助金となりまして町負担はございません。そういった状況の中で412万9,000円の増額補正をお願いしてございます。

項5の保健体育費でございますが、スポーツ推進委員の報酬で45万円の増額がございましてけれども、臨職の賃金等の減等々で、トータルで185万8,000円の増額となっております。

それから、項6、学校給食費につきましては69万6,000円でございますが、これも人事異動に伴うものでございます。

款14の予備費で調整をさせていただきました、1,676万5,000円の減額ということで、歳出合計既定額に7,938万8,000円の増額をお願いいたしまして、60億7,603万5,000円とする予算案でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（笹沢 武君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

市村千恵子議員。

（12番 市村千恵子君 登壇）

○12番（市村千恵子君） 議席番号12番、市村千恵子です。

2点ほどお聞きいたします。

ページ、16ページ、お願いいたします。

歳出のほうの民生費でありますけれども、児童福祉総務費の中の説明のほうでは、19002のファミリーサポートセンター補助金というふうにあります。この事業内容について説明をお願いします。

また、この財源のところ、国と県で、保育緊急確保事業補助金というものが出ておりますけれども、この補助金というものはどういう事業に使える補助金なのか、その点についてお願いします。

○議長（笹沢 武君） 荻原町民課長。

（町民課長 荻原 浩君 登壇）

○町民課長（荻原 浩君） それでは初めに、ファミリーサポートセンターの内容につきまして、お答えいたします。

ファミリーサポートセンターは、子育ての援助をしてほしい人、依頼会員と、子育ての援助をしたい人、援助会員がそれぞれ登録して会員となり、会員同士が子育てに関する相互援助活動を行うほか、保護者の仕事と育児を両立できる環境の整備など、地域住民が子育て支援に参画することにより、児童の福祉向上を図ることを目的としております。

主な子育て支援策としましては、保護者の仕事、病気または休養等に対応するた

め、おおむね小学生までの児童を対象として、子供の保育園や塾等の送り迎え、放課後の預かり、親の冠婚葬祭等の際の子供の預かりを実施いたします。

なお、保護者が要する費用は1時間当たりで500円、原則として援助会員、預かる方の家庭で子供を預かることとなっております。

また、ファミリーサポートセンターは、平成22年度に策定いたしました、御代田町次世代育成支援行動計画の後期行動計画におきまして、その設置を目標としております。

今年度設置の準備段階としまして、御代田町社会福祉協議会と連携を図り、援助会員、預かる方を養成するため、町社協が事務局となりまして、平成24年度から平成25年度、2年間をかけまして、養成研修を実施してまいりました。現在43名の方が研修、預かる方、預かるほう側の研修を終了しまして、そのうちの33名の方が登録されております。こちらの方々、今年度から援助会員、預かる方として実践していただくことになりました。

町社協のコーディネーターが依頼会員、預けたい方からの申し込みを受け付け、援助会員、預かる方を紹介するという仕組みをとっておりまして、現在、スタートから2カ月経過しておりますが、依頼会員、預けたい方の本年度登録者5名のうち、2名の方が利用しておられます。この事業の運営のため、町社協に対しての補助金でございます。

それと次に、保育緊急確保事業補助金につきましてお答えいたします。

保育緊急確保事業補助金は、来年度、平成27年度からスタートする、子ども・子育て支援新制度への円滑な移行を図るため、新制度における地域子ども・子育て支援事業等を先行的に、前倒しで今年度実施する、それに対する支援という事業内容となっております。平成25年度までは、安心子ども基金事業として実施していた事業の一部が保育緊急確保事業へ移行したということに伴うもので、先ほどのファミリーサポートセンター事業もその一つであります。

当町ではこのほかに、雪窓保育園、たんぽぽ保育園及び保育園つくしんぼで実施しております一時預かり事業、あと軽井沢学園に委託して実施しております子育て短期支援事業、いわゆるショートステイ事業、これらがございます。補助率につきましては、国、県、町、それぞれ3分の1ということになっております。これらの事業を実施することにより、子育て事業の充実を図られ、その効果として子育て家

庭の支援につながることを期待されます。

今後とも、充実した子育て支援策の実施に向けまして、保護者の御要望に可能な限り応えられるように務めてまいりますので、町議会議員の皆様方におかれましては、御協力をお願いいたします。

以上です。

○議長（笹沢 武君） 市村千恵子議員。

○12番（市村千恵子君） それでは、今の保育緊急確保事業補助金というものは、単年度ではなく、これからずっと、この事業に対しておりてくるというものなんですか。

と、済みません。次の質問のことも言っといていいですか。

○議長（笹沢 武君） 続けてください。

○12番（市村千恵子君） はい。22ページなんですけど、22ページの、款7、商工費、目2、観光費の中なんですけれども、そちらの説明の欄に、全国やまゆりサミット交流会補助金100万円というのが出ています。本当に町花としてのやまゆりということで全国サミットが開かれてるということは承知してました。それがこの当町に来るということで、非常にうれしいなと思っています。

その中で、この全国やまゆりサミットなるものの、規模といいますか、どのくらいの、全国で参加なのか、その規模とか内容、それからまた、ここでサミットを行うとすれば、全国から集まる中では参加者の宿泊など経済効果も期待できるのかなと思うわけなんですけど、その辺についてはいかがでしょう。

○議長（笹沢 武君） 荻原 浩町民課長。

○町民課長（荻原 浩君） それでは、最初の御質問でございますが、先ほども申し上げましたとおり、来年度、平成27年度から新制度がスタートいたします。それに対する先行的に前倒しでということで、今年度、前倒しで実施できるように「緊急」という名称が入っております。

来年度、新制度に本格的に移行になりましたら、補助金、補助制度、事業の名称は恐らく変わると、「緊急」というような字は入ってこなくなると思います。で、名称は一部変わってくるかと思いますが、これ、取り組みに対するものは継続的に支援されるという情報が入っております。

以上です。

○議長（笹沢 武君） 飯塚 守産業経済課長。

（産業経済課長 飯塚 守君 登壇）

○産業経済課長（飯塚 守君） それでは、お答えします。

全国やまゆりサミット会の補助金について、お答えします。

全国やまゆりサミット会は、現在、福島県、茨城県、栃木県、山梨県、埼玉県、長野県に住所のある6団体で構成されております。第1回全国やまゆりサミットを平成5年御代田町で開催して以降、12回のサミットが開催されました。これを通し、やまゆりを通しまして、さらなる会員相互の友好の輪を広げ、地域振興を図ることを目的に、本年度、御代田町で開催することになりました。

サミットは、龍神まつりの前日である7月25日から26日にかけて開催する予定でございます。内容としましては、やまゆりを通して貢献された皆様の表彰や原発事故で被災した仲間へ、今までのサミットに参加する感謝の気持ちをあらわしていきたいと考えております。

また、やまゆりに寄せる思いについて、埼玉県の滑川町の吉田町長を始めとしたパネルディスカッション等、交流会等を予定しております。

翌日は、龍神まつりのやまゆり展示会や堀籠達雄様のやまゆりの栽培方法、浅間しゃくなげ公園の視察と龍神まつりの見学を予定しております。参加の呼びかけは、やまゆりサミット会の構成団体のほか、今までかかわってきた団体や近隣市町村と町民に呼びかけていきたいと考えております。

参加者は150人から200人を見込んでおります。宿泊につきましては、町内宿泊施設をあっせんしていくということで、現時点では40名ほどの宿泊予定であり、経済効果は期待できるものと考えます。

なお、サミットにつきましては、実行委員会組織で内容を煮詰めておるところでございます。

○議長（笹沢 武君） よろしいですか。

○12番（市村千恵子君） はい。終わります。

○議長（笹沢 武君） ほかに質疑のある方は挙手——池田健一郎議員。

（10番 池田健一郎君 登壇）

○10番（池田健一郎君） 議席番号10番、池田です。

新クリーンセンターについて、今回、6月の補正で150万3,000円が減額

されるということで提案がありましたけれども、26年度当初予算では1,133万7,000円が計上されており、先ほどいろいろの説明がありました財源説明、それから、その前の負担金の各構成団体による負担金の内訳というところを見ましても483万7,000円ということで、減額した金額ですね、減額する金額が、ちょっとこの、必要とする財源と合わないような気がするんですが、その辺のところ、ちょっと説明をお願いします。

○議長（笹沢 武君） 荻原 浩町民課長。

（町民課長 荻原 浩君 登壇）

○町民課長（荻原 浩君） お答えいたします。

5月16日に開催されました全員協議会のところで資料としてお示ししまして、御説明申し上げました。これまでの精算金ということで、平成21年度から26年度の間精算金ということで、全体で歳入が、これは佐久市の予算でございますが、歳入が5,514万円ということと、あと歳出につきましては、今やっておりますアセスの委託料ですとか、そういったもの、もろもろ、これまでかかってきた経費の合計が1億2,764万9,000円ということで、その差額が7,250万9,000円ということでございまして、うち、その御代田町負担分の負担率、実績割等々換算しますと499万6,000円ということになっております。

当初につきましては、503万6,000円という予算措置、計上をさせていただいておりましたので、差額の150万円の減額ということで、その予算書の項目の中には、これ以外のもの、経費も含まれておりますので、数字はぴったり、今回の補正の資料の中ではぴったり合っていきませんが、内容につきましては、その差額、平成21年度から26年度までに佐久市のほうで支出しておりました施策につきましての精算ができたということで、その部分につきましては150万円の減額という内容でございます。

以上です。

○議長（笹沢 武君） 池田健一郎議員。

○10番（池田健一郎君） 承知しました。終わります。

○議長（笹沢 武君） ほかに質疑のある方は挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

(午後 3時08分)

(休 憩)

(午後 3時20分)

○議長（笹沢 武君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

―――日程第29 議案第63号 平成26年度御代田町小沼地区財産管理特別会計

補正予算案（第1号）について―――

○議長（笹沢 武君） 日程第29 議案第63号 平成26年度御代田町小沼地区財産管理特別会計補正予算案（第1号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

土屋和明企画財政課長。

(企画財政課長 土屋和明君 登壇)

○企画財政課長（土屋和明君） 議案書の145ページをお願いいたします。

議案第63号 平成26年度御代田町小沼地区財産管理特別会計補正予算案について御説明をいたします。

予算書の1ページをお願いいたします。

平成26年度御代田町の小沼地区財産管理特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,010万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,363万4,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2ページ、お願いいたします。

歳入でございます。

款2、繰入金。項1、基金繰入金、既定額に1,010万円の増額補正でございます。歳入合計も1,010万円の増額で、1,363万4,000円とするものでございます。

3 ページ、お願いいたします。

歳出でございます。

款 1 総務費。項 1 総務管理費として、既定額に 1,010 万円の増額補正を行う
ものでございます。これは、三ツ谷地区世代間交流センターへの補助分を一般会計
へ繰り出すものでございます。

歳出合計の既定額に 1,010 万円の増額で、1,363 万 4,000 円とするも
のでございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（笹沢 武君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

――― 日程第 30 議案第 64 号 平成 26 年度御代田町介護保険事業勘定

特別会計補正予算案（第 1 号）について―――

○議長（笹沢 武君） 日程第 30 議案第 64 号 平成 26 年度御代田町介護保険事業
勘定特別会計補正予算案（第 1 号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

古畑洋子保健福祉課長。

（保健福祉課長 古畑洋子君 登壇）

○保健福祉課長（古畑洋子君） 議案書 146 ページをお願いいたします。

議案第 64 号 平成 26 年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算案につ
いて

地方自治法第 218 条第 1 項の規定により、平成 26 年度御代田町介護保険事業
勘定特別会計補正予算（第 1 号）を別紙のとおり提出するものでございます。

それでは、予算書 1 ページをお願いいたします。

平成 26 年度御代田町の介護保険（事業勘定）特別会計補正予算（第 1 号）は、
次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億1,437万7,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款8、繰入金。項1、他会計繰入金でございますが、包括的任意事業・支援事業の繰入金としまして、3万6,000円の増額でございます。

歳入合計でございますが、補正額3万6,000円を増額いたしまして、10億1,437万7,000円でございます。

続きまして、3ページをお願いします。

歳出でございます。

款3、地域支援事業費。項2、包括的支援事業・任意事業費でございますが、3万6,000円の増額でございます。こちら、一般職人事管理経費で、共済組合の負担の増率に伴うものでございます。

歳出合計でございますが、補正額3万6,000円を増額いたしまして、10億1,437万7,000円でございます。

説明は以上でございます。御審議いただけますようよろしくお願いいたします。

○議長(笹沢 武君) 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

―――日程第31 議案第65号 平成26年度御代田町公共下水道事業特別会計

補正予算案(第1号)について―――

○議長(笹沢 武君) 日程第31 議案第65号 平成26年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算案(第1号)についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

大井政彦建設水道課長。

(建設水道課長 大井政彦君 登壇)

○建設水道課長(大井政彦君) 議案書147ページをごらんください。

議案第65号 平成26年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算案について

地方自治法第218条第1項の規定により平成26年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)を、別冊のとおり提出いたします。

次の補正予算の1ページをごらんください。

平成26年度御代田町の公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ522万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億8,429万9,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、次の2ページをごらんください。

第1表 歳入歳出予算補正。歳入でございます。

款3、国庫支出金。項1、国庫補助金でございますが、本年度実施予定の下水道事業全体計画、それと変更認可の見直し事業が、補助対象として採択されたことによる、既定額に対しまして、350万円の増額補正をお願いするものでございます。

款4、繰入金。項1、他会計繰入金、新規職員採用による人件費がふえたことによりまして、既定額から172万2,000円の増額をお願いするものでございます。下水道工務係1名の増でございます。

歳入合計といたしまして、補正額が522万2,000円で、総額が6億8,429万9,000円でございます。

次の3ページをごらんください。

歳出でございます。

款1、土木費。項1、都市計画費、補助事業の実施設計業務費、単価改定による増と人事異動による増額、新規職員増による増額で、既定額に対しまして522万2,000円の増といたします。

款 2、公債費。項 1、公債費につきましては、財源変更でございます。

歳出合計につきましては、522万2,000円の増額補正をお願いするもので、総額6億8,429万9,000円でございます。

以上のとおり、御審議をお願いいたします。

○議長（笹沢 武君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

――― 日程第 3 2 議案第 6 6 号 平成 2 6 年度御代田小沼水道事業会計

補正予算案（第 1 号）について―――

○議長（笹沢 武君） 日程第 3 2 議案第 6 6 号 平成 2 6 年度御代田小沼水道事業会計補正予算案（第 1 号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

大井政彦建設水道課長。

（建設水道課長 大井政彦君 登壇）

○建設水道課長（大井政彦君） 議案書 1 4 8 ページをごらんください。

議案第 6 6 号 平成 2 6 年度御代田小沼水道事業会計補正予算案について

地方自治法第 2 1 8 条第 1 項の規定により平成 2 6 年度御代田小沼水道事業会計補正予算（第 1 号）を、別冊のとおり提出いたします。

次の補正予算書の 1 ページをごらんください。

平成 2 6 年度御代田小沼水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 平成 2 6 年度御代田小沼水道事業会計予算、第 3 条中に定めた収益的支出の予算額を次のとおり補正する。

収益的支出につきましては、2 ページをごらんいただきたいと思います。

平成 2 6 年度御代田小沼水道事業実施計画（第 1 号補正）収益的収入及び支出でございませう。

支出のほうをお願いいたします。

款 5 1、水道事業費用といたしまして、項 1、営業費用、目 4、総係費でございますが、既定額に対しまして 2 0 1 万円の減額補正をお願いするものでございます。4 月人事異動に伴う人件費の減額でございます。

項 3、特別損失。目 5、その他特別損失でございます。1 5 万 2, 0 0 0 円の減額でございます。同じく、人事異動に伴う期末手当、共済組合費、負担金等の減額をするものでございます。

補正予算額は、既定額に対しまして 2 1 6 万 2, 0 0 0 円の減額補正をお願いするもので、合計が 1 億 8, 0 4 4 万 5, 0 0 0 円でございます。

1 ページにまた戻っていただきまして、第 2 条 予算第 6 条中に定めた職員給与費の予算額を次のとおり補正する。

こちらにつきましても、人事異動に伴う給与費を減額するものでございます。

4 ページをごらんいただきたいと思いますが、収益的支出といたしまして、項 1、営業費用、目 4、総係費、節の 2、給料、8 5 万 9, 0 0 0 円の減額。節 3、手当、9 7 万 2, 0 0 0 円の減額。節 4、法定福利費、2 9 万 3, 0 0 0 円の減額。いずれも人事異動に伴う減額でございまして、こちらを全て合計して、また 1 ページに戻っていただきますが、2 1 2 万 4, 0 0 0 円の既定額に対しまして、減額補正をお願いするものでございます。合計は、2, 2 6 2 万 6, 0 0 0 円でございます。

以上のとおり、御審議をお願いいたします。

○議長（笹沢 武君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

――― 日程第 3 3 報告第 2 号 平成 2 5 年度御代田町土地開発公社事業報告、財産目録、貸借対照表及び損益計算書の報告について―――

○議長（笹沢 武君） 日程第 3 3 報告第 2 号 平成 2 5 年度御代田町土地開発公社事業報告、財産目録、貸借対照表及び損益計算書の報告についてを議題といたします。

報告を求めます。

土屋和明企画財政課長。

○企画財政課長（土屋和明君） それでは、議案書の149ページをお願いいたします。

報告第2号 平成25年度御代田町土地開発公社事業報告、財産目録、貸借対照表及び損益計算書の報告について

去る5月19日に、御代田町の土地開発公社理事会に提出し、承認されましたので、地方自治法の規定により報告をいたします。

1ページをお願いいたします。

こちらにつきまして、一番下の欄でございますが、「平成26年5月19日決」となっておりますが、申しわけありません。「議決」というふうに御訂正をお願いいたします。大変申しわけございません。「5月19日議決」です。失礼しました。

それでは、内容について3ページのほうをお願いいたします。

事業報告書でございます。

概要といたしまして、当年度におきましては、土地の先行取得が2件ございました。

2の理事会でございますが、理事会議決事項は、理事会は3回開催しております、議決事項につきましては、記載のとおりでございます。

3の会計でございます。（1）財産目録でございますが、流動資産、現金及び預金で706万8,010円。

内訳といたしまして、現金はございませんで、普通預金356万8,010円、これは、八十二とJA佐久浅間にそれぞれございます。

それから、定期預金ということで350万円でございます。

（2）といたしまして、公有用地でございますが、旧国鉄用地、住宅用地、街路用地、代替用地、廃棄物処分場用地、メルシャン跡地等々、合計で2億5,623万7,304円でございます。

（3）番の土地造成事業用地ということで、やまゆり工業団地が1億359万2,570円ということで、資産合計が3億6,689万7,884円ということになります。

4ページをお願いいたします。

25年度の損益計算書でございます。

事業収益といたしまして35万1,433円、内訳といたしまして、公有地取得事業収益はございません。附帯等事業収益ということで35万1,433円でございます。

事業原価はございませんで、販売費及び一般管理費でございますが、25万4,396円ということで、事業収益といたしましては9万7,037円ということになります。

それから、4の事業外収益でございますが、こちらは、全て受取利息で1,970円ということでございます。

経常利益といたしましては、9万9,007円となりまして、当期純利益も、当期利益も同額の9万9,007円ということになります。

5ページをお願いいたします。

貸借対照表でございますが、資産の部、流動資産で3億6,689万7,884円。

内訳といたしましては、現金及び預金で706万8,010円、公有用地が2億5,623万7,304円、未成土地が1億359万2,570円ということで、資産合計が3億6,689万7,884円です。

負債の部ですが、固定負債ということで2億9,940万円でございますが、こちらは全て長期借入金でございます。

負債合計が2億9,940万円でございますが、資本の部でございますが、資本金350万円でございますが、全て基本財産でございます。

次に、準備金でございますが、6,399万7,884円ということになります。

内訳といたしまして、前期繰越準備金でございますが、6,389万8,877円、これに当期純利益、9万9,007円を加えた資本合計が6,749万7,884円となりまして、負債資本合計は3億6,689万7,884円となり、資産合計と合致いたします。

6ページ以降は、決算に関する説明資料を添付させていただいております。

報告については以上でございます。

○議長（笹沢 武君） 以上で、報告を終わります。

これより、議題に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって、平成25年度御代田町土地開発公社事業報告、財産目録、貸借対照表及び損益計算書の報告を終わります。

―――日程第34 報告第3号 平成26年度御代田町土地開発公社第1回

補正予算の報告について―――

○議長(笹沢 武君) 日程第34 報告第3号 平成26年度御代田町土地開発公社第1回補正予算の報告についてを議題といたします。

報告を求めます。

土屋和明企画財政課長。

○企画財政課長(土屋和明君) それでは、議案書の150ページをお願いいたします。

報告第3号 平成26年度御代田町土地開発公社第1回補正予算の報告でございますが、こちらも去る5月19日に理事会に提出し、承認されましたので、地方自治法の規定により報告をさせていただきます。

今回の補正につきましては、メルシャン跡地で本年もCM撮影が行われまして、賃料収入を計上するものでございます。

次のページをお願いいたします。

こちらも一番下の欄で、「5月19日議決」の「議」が欠落しております。申しわけございません。加えてお願いをしたいと思います。

それでは、補正予算の内容について御説明をいたします。

2ページをお開きいただきたいと思います。

第1回補正予算でございます。

第1条 平成26年度御代田町土地開発公社の第1回補正予算は、次に定めるところによるということで、以下、補正された箇所についてのみ説明をさせていただきます。

第2条 収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するということで、収入でございますが、事業収益で、既定額に19万9,000円の増額補正をするものでございまして、附帯事業収益ということで19万9,000円、こちらはメルシャンの跡地のCMのための借料でございます。

収入合計は、19万9,000円を増額いたしまして、1,990万2,000円という状況でございます。

支出には、補正はございません。

3ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出にも補正はございません。4ページ以降は、収支計画、予定損益計算書、予定貸借対照表等でございます。

報告は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（笹沢 武君） 以上で、報告を終わります。

これより、議題に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、平成26年度御代田町土地開発公社第1回補正予算の報告を終わります。

―――日程第35 報告第4号 平成25年度御代田町繰越明許費繰越計算書の

報告について―――

○議長（笹沢 武君） 日程第35 報告第4号 平成25年度御代田町繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

報告を求めます。

土屋和明企画財政課長。

○企画財政課長（土屋和明君） それでは、議案書の151ページをお願いいたします。

報告第4号 平成25年度御代田町繰越明許費繰越計算書の報告について

平成25年度御代田町繰越明許費に係る繰越計算書を、地方自治法施行令の規定により、別紙のとおり報告いたします。

次のページをお願いいたします。

平成25年度御代田町繰越明許費繰越計算書でございます。一般会計でございます。

款2、総務費。項1、総務管理費、事業名はプロポーザル委託料ということで、新庁舎のプロポーザルの委託料でございまして、翌年度へ繰り越す額が52万

5,000円でございます。

款3、民生費。項2、児童福祉費、事業名が保育料システム改修委託料ということで、350万円の繰り越しであります。

款6、農林水産業費。項1、農業費、クラインガルテン整備事業ということで、2,700万9,000円の繰り越しであります。

農作物等災害緊急対策事業補助金ということで、675万5,000円の繰り越しでございます。これは、雪害による代替納屋の補助でございます。

項3、農地費で、農山漁村活性化プロジェクト交付金事業でございまして、3,447万8,000円の繰り越しであります。これは、児玉・天池地区水道改修工事でございます。

款8、土木費。項2、道路橋梁費でございまして、まちづくり交付金事業（道路改良）の関係でございまして、3億2,285万6,000円の繰り越しでございまして、栄橋、それから、小田井追分線ほかでございます。

それから、道路台帳保守管理委託料ということで362万円の繰り越しでございます。

項4、都市計画費で、用途地域見直し業務委託料で309万8,000円の繰り越しということで、繰越合計額が4億184万1,000円ということでございます。

報告は以上でございます。

○議長（笹沢 武君） 以上で、報告を終わります。

これより、議題に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、平成25年度御代田町繰越明許費繰越計算書の報告を終わります。

―――日程第36 報告第5号 平成24年度御代田町事故繰越し繰越計算書の

報告について―――

○議長（笹沢 武君） 日程第36 報告第5号 平成24年度御代田町事故繰越し繰越計算書の報告についてを議題といたします。

報告を求めます。

土屋和明企画財政課長。

○企画財政課長（土屋和明君） 議案書の153ページをお願いいたします。

報告第5号 平成24年度御代田町事故繰越し繰越計算書の報告について

平成24年度御代田町事故繰越しに係る繰越計算書を、地方自治法施行令の規定により、別紙のとおり報告をいたします。

1ページ、おめくりをいただきたいと思います。

平成24年度御代田町事故繰越し繰越計算書。

一般会計でございまして、款8、土木費。項2、道路橋梁費、道路新設改良事業経費ということで、7,584万4,000円の繰り越しでございます。

これは、平成24年度事業を繰越明許費として事業実施をしまいる予定でございました。御承知のとおり、2月の14日から15日にかけて、豪雪災害により、工期内に事業完了ができなかったために、事故繰越しとして繰り越したものでございまして、久能梨沢線、大星線、向原豊昇線ほか2路線ということで、それらの事業費について事故繰り越しをさせていただきました。

以上、報告とさせていただきます。

○議長（笹沢 武君） 以上で、報告を終わります。

これより、議題に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、平成24年度御代田町事故繰越し繰越計算書の報告を終わります。

―――日程第37 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を

求めることについて―――

○議長（笹沢 武君） 日程第37 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

古畑洋子保健福祉課長。

（保健福祉課長 古畑洋子君 登壇）

○保健福祉課長（古畑洋子君） 議案書155ページをお願いいたします。

諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

下記の尾台良左氏を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定によって、議会の意見を求めるものでございます。

推薦理由としましては、尾台良左氏は、昭和49年から平成23年までの37年間の長きにわたり、小学校教諭として人権の尊重、健全育成について指導をされてきました。平成23年から1年間は、教育委員会において、不登校専門員を務められ、平成26年度からは、東原児童館長として子供たちの支援を通じ、子供の生きる権利や幸せになる権利が守られるよう、地域のために御尽力いただいております。人格、識見も高く、適任者でありますので、人権擁護委員に推薦いたします。任期は、平成26年10月1日から、平成29年9月30日の3年間でございます。

説明は以上です。御意見をいただき、御承認賜りますようお願いいたします。

○議長（笹沢 武君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。

本案は、質疑・討論を省略し、直ちに採決に付したいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、諮問第3号を採決いたします。

本案は、適任とすることに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（笹沢 武君） 挙手全員であります。よって、諮問第3号 人権擁護委員の推薦

につき意見を求めることについては、適任という意見を付することに決しました。

以上で、全ての議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております、議案第56号から議案第66号までについては、会議規則第39条の規定により、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託したいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、議案付託表のとおり、各常任委員会に付託するこ

とに決しました。

―――日程第38 請願第2号 「義務教育費国庫負担制度」の堅持を求める

請願について―――

―――日程第39 請願第3号 国の責任による35人以下学級推進と、教育予算の増額
を求める意見書提出に関する請願について―――

○議長（笹沢 武君） 日程第38 請願第2号 「義務教育費国庫負担制度」の堅持を
求める請願について、日程第39 請願第3号 国の責任による35人以下学級推
進と教育予算の増額を求める意見書の提出に関する請願について、お手元に配付し
てあります請願付託表のとおり、会議規則第92条の規定により、所管の常任委員
会に付託いたしますので審査願います。

以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。御苦労さまでした。

散 会 午後 3時54分